

第六次猪名川町総合計画

序論・基本構想

(素案)

2019 年（平成 31 年）4 月現在

目 次

第1部 序論	1
第1章 第六次猪名川町総合計画について	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけと役割	2
3. 計画の構成と計画期間	3
4. 計画の推進・進行管理	4
第2章 猪名川町を取り巻く現状	5
1. 猪名川町の概要	5
2. 社会情勢の動向	8
3. 猪名川町の住民の姿・想い	20
第2部 基本構想	28
第1章 まちの将来像	28
第2章 まちの将来像の実現に向けた方向	30
1. まちづくりの方向	31
2. 基盤づくりの方向	34
第3章 人口フレーム	35

第1部 序論

第1章 第六次猪名川町総合計画について

1. 計画策定の背景と趣旨

本町では、1970年（昭和45年）に「猪名川町振興計画」を策定して以来、五次にわたってまちづくりの指針となる『総合計画』を策定し、計画的な行政運営・まちづくりを進めてきました。総合計画とは、将来（10年後を目標として）の猪名川町をどのようにしていくのかを総合的、体系的にまとめたもので、福祉や環境、都市計画、防災、防犯、教育などすべての計画における最上位計画となります。

2010年（平成22年）3月に、「第五次猪名川町総合計画2020」（以下、「第五次総合計画」という。）を策定し、まちの将来像『住みたい 訪れたい 帰りたい ふれあいのまち「ふるさと猪名川」』の実現に向けて、関連する施策を推進してきました。さらに、2016年（平成28年）3月には、「猪名川町地域創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を策定し、第五次総合計画を補完しつつ、人口減少の克服と地域創生に向けた施策を推進しています。

第五次総合計画の策定から10年が経過しようとする中で、少子化・高齢化及び人口減少の進行をはじめ、経済・雇用環境の変化、自然災害の発生などによる安全・安心への意識の高まりなど、本町を取り巻く社会経済状況は様々な面で大きく変化し、地域の課題などは増大及び多様化・深刻化しています。

また、2015年（平成27年）9月の国連総会では、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能とする世界を実現するための17の目標等からなる「SDGs（Sustainable Development Goals～持続可能な開発目標～）」が採択され、我が国においても、国レベルだけではなく、地方創生に向けた自治体によるSDGsの推進が期待されています。

こうした状況の中で、本町においては、PDCAに基づいた実効性の高い自治体経営を確立・推進し、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と、「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」を両立していかなければなりません。

また、これまで取り組んできた参画・協働によるまちづくりを基本としつつ、住民・地域など多様な主体が、まちづくりを「自分ごと」と捉え、知恵や力を出し合いながら、まちの未来をともに創りあげていくことが重要となっています。

そこで、行政と、住民・地域など多様な主体がともにまちづくりに取り組んでいくことができるよう、10年後のまちの将来像と、その実現に向けた取り組みの指針となる「第六次猪名川町総合計画」（以下、「第六次総合計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけと役割

●一人ひとりが主役となり、ともにまちの未来を創りあげていく指針となる計画

住民・地域など多様な主体や行政などが、まちの現状・課題や今後 10 年間でめざすまちの将来像を共有するとともに、その実現に向けて一人ひとりが主役となり、ともにまちの未来を創りあげていくための指針となる計画になります。

なお、第六次総合計画の策定にあたっては、まちづくりワークショップにおいて、住民とともに 10 年後の「まちの将来像」を話し合うとともに、その実現に向けた取り組みなどを検討・整理し、具体的な活動・施策等につないでいくことで、参画と協働のまちづくりの深化を図りました。

●P D C A に基づいた実効性の高い自治体経営を確立・推進するための指針となる計画

第六次総合計画は、本町を取り巻く状況を踏まえ、実効性の高い自治体経営を確立・推進し、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と、「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」を両立していくための指針となる計画として位置づけます。

また、内部管理のマネジメントとしても総合計画を策定する意義があります。毎年度の行政評価の視点から、実施している事業に関して効果を検証しながら、課題を整理し、そして改善していく、いわゆる P D C A サイクルの中で“実効性”と“実行性”を担保し、また予算とのリンクを図っていきます。

●地方創生の趣旨及び内容を包含した計画

総合戦略が、第五次総合計画と同様に 2019 年度（平成 31 年度）が目標年次となることから、今後の国の動向を注視しつつ、さらなるまちの活性化、人口減少対策に対して戦略的に取り組んでいきます。

第六次総合計画は、これまでの総合戦略の考え方を盛り込み、特に、本格的な人口減少社会に対応していくための基本的な方向性や施策などを示す計画とします。

3. 計画の構成と計画期間

1) 計画の構成

第六次総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層構造で構成し、計画体系の簡略化を図ることで、わかりやすい計画とします。

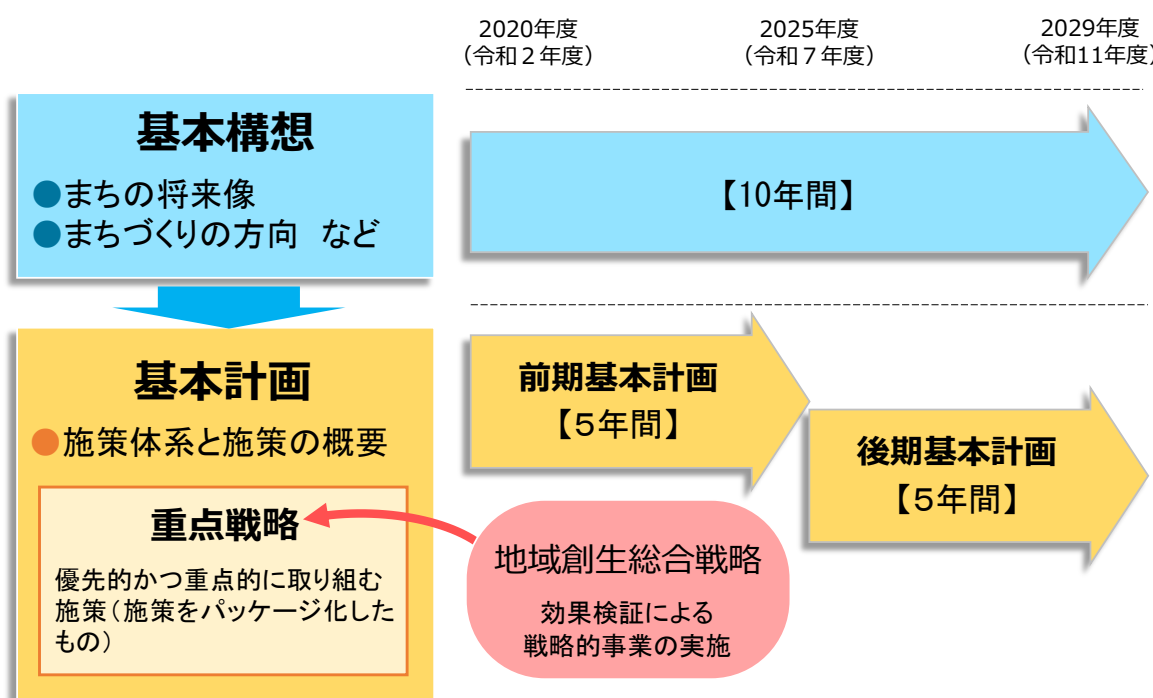
基本構想

今後10年間に、住民・地域など多様な主体と行政がともに創りあげる「まちの将来像」を示すとともに、その実現に向けたまちづくりの方向等を明らかにするもので、まちづくりの指針、かつ基本計画の基礎となるものです。

基本計画

基本構想で示した「まちの将来像」を実現するために、まちづくりの方向等を踏まえた施策体系、施策の概要などを示すものです。

また、限られた経営資源で、「まちの将来像」の実現のためには、選択と集中に基づいて戦略的に施策を推進することが求められます。そのため、分野を特化もしくは横断し、優先的かつ重点的に取り組む施策（施策をパッケージ化したもの）を「重点戦略」として位置づけます。



2) 計画の期間

基本構想の計画期間は、2020 年度（令和2年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 10 年間とします。

基本計画については、時代の変化に即応していく必要があることから、2020 年度（令和2年度）から 2024 年度（令和6年度）までの5年間を前期基本計画として、2025 年度（令和7年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの5年間を後期基本計画とします。

4. 計画の推進・進行管理

第六次総合計画の推進にあたっては、基本計画において設定する重点戦略を中心に、関連する施策を具体化した実施計画と分野別計画の役割分担を明確にした上で、進行管理を図ります。

第2章 猪名川町を取り巻く現状

1. 猪名川町の概要

1) 位置、地勢、気候など

本町は、兵庫県南東部に位置し、大阪まで直線距離で約25km、神戸まで約30kmの位置にあり、北を篠山市、東を大阪府能勢町、西を三田市、南東を川西市、南西を宝塚市に接しています。

面積は90.33km²で、東西に約8km、南北に約18kmと、南北に細長い町域となっています。

地勢として、町の最北部に阪神地域最高峰の大野山を位置し、その源を発する猪名川が町の中央を南北に流れ、その周辺には帯状の平地が形成されています。

気候は、瀬戸内式気候に属し、山に囲まれた地形であることから、寒暖差が大きい内陸型気候を併せ持つ二面性気候であり、2014年（平成26年）から2018年（平成30年）の年間降水量は平均で約1,596mm、年間平均気温は14.6℃となっています。



※自治体名称は2019年（平成31年）4月1日現在の名称です。

2) 歴史

本町は、その昔、東大寺大仏鑄造の際に、銅を献上したと伝えられている多田銀銅山があるところとして知られています。また、多田院御家人ゆかりの地でもあり、町内には御家人屋敷などが現在にまで伝えられています。

江戸時代には、銀を含む大鉱脈の発見を契機に代官所が設置され、最盛期には出入口4か所に口固番所を設置したほか、周囲の村々を銀山付村として支配しました。

明治4年（1871年）の廃藩置県により、この地域一帯は兵庫県となり、明治21年（1888年）の市制町村制の公布に伴い、明治22年（1889年）に中谷村、六瀬村が創設され、その後、昭和30年（1955年）4月10日、両村の合併により猪名川町が誕生し、現在に至っています。

高度成長期以降、京阪神地域の住宅地として、昭和45年（1970年）より町南部丘陵地を中心として、大規模なニュータウン開発が進み、人口の増加とともに都市的土地利用へと変化してきました。

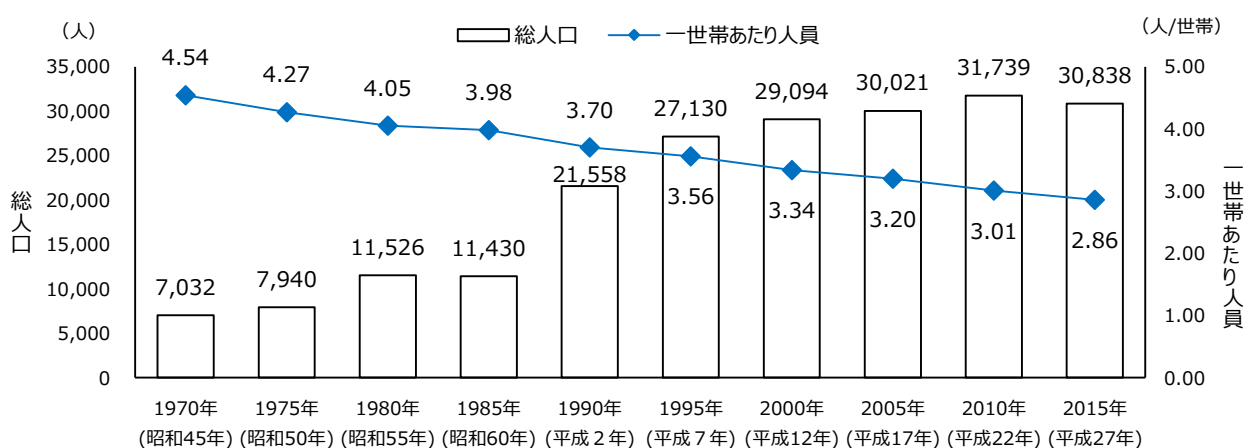
3) 人口

①総人口と一世帯あたり人員（総世帯）の長期推移

第一次の総合計画である「猪名川町振興計画」を策定した 1970 年（昭和 45 年）の総人口は 7,032 人で一世帯あたり人員は 4.54 人でした。

1975 年（昭和 50 年）の阪急日生ニュータウンへの入居開始、その後の猪名川パークタウンへの入居などの社会増に伴い、総人口は 2010 年（平成 22 年）まで年々増加していましたが、2015 年（平成 27 年）に減少に転じています。

【総人口と一世帯あたり人員（総世帯）の長期推移】

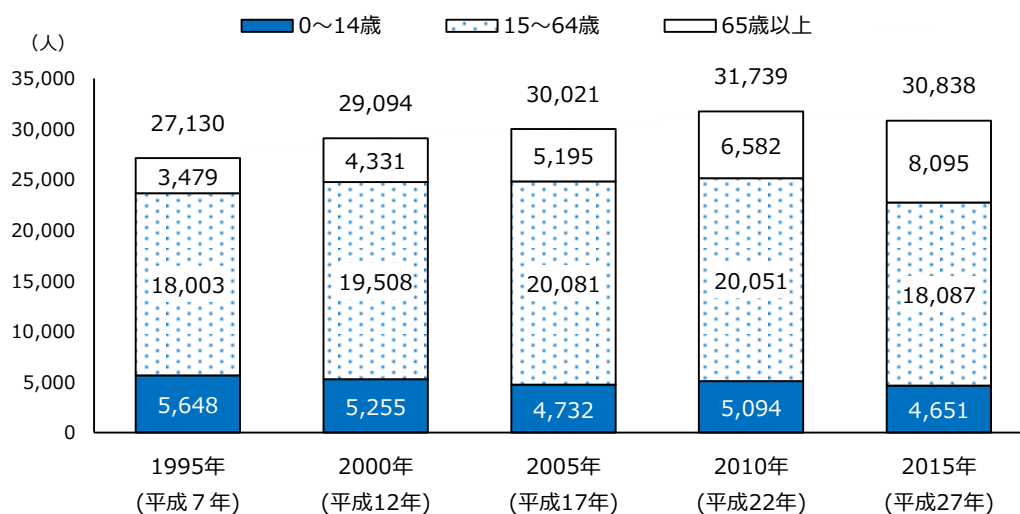


資料：総務省「国勢調査」 ※上記の世帯は、総人口を総世帯数で除したものです。

②年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別にみると、0～14 歳の年少人口は 2010 年（平成 22 年）、15～64 歳の生産年齢人口は 2005 年（平成 17 年）を境に減少に転じ、65 歳以上の高齢者人口は一貫して増加している状況です。

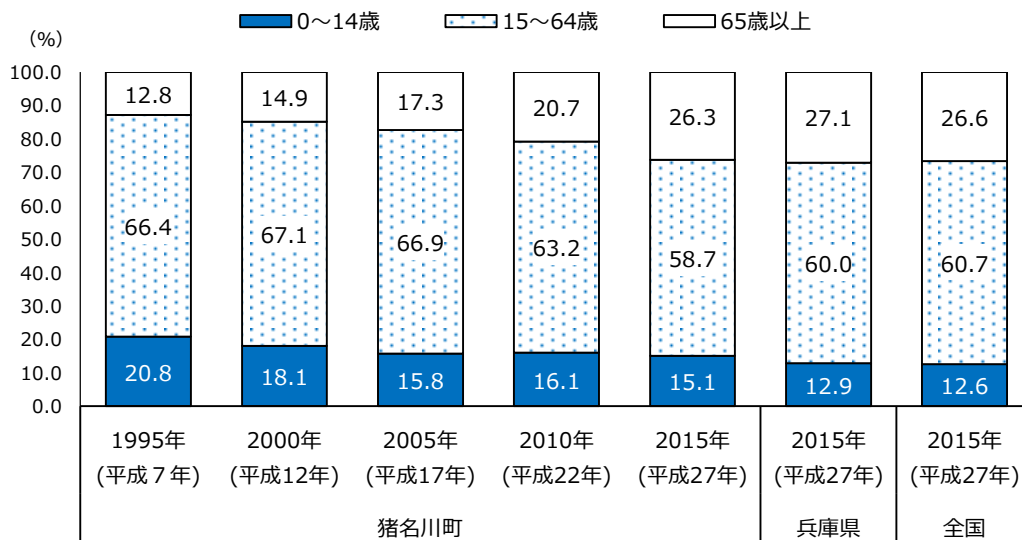
【年齢3区分別人口の推移】



資料：総務省「国勢調査」 ※総人口に年齢不詳人口を含みます。年齢不詳人口は 2015 年（平成 27 年）で 5 人と、各年ともに少数のため、表記していません。

年齢3区分別人口構成比をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合は減少、65歳以上の高齢化率は増加しています。また、0～14歳の年少人口の割合は、2015年（平成27年）で15.1%と、全国・兵庫県に比べて高い値となっています。

【年齢3区分別人口構成比の推移】

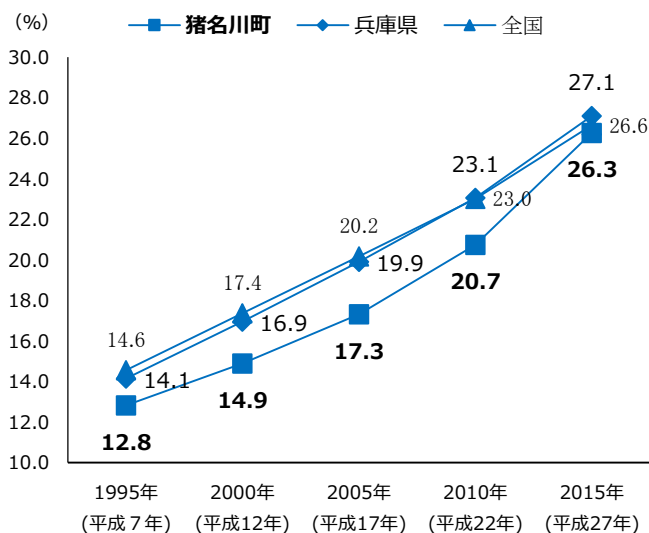


資料：総務省「国勢調査」 ※上記の構成比は年齢不詳人口を除き、算出しています。

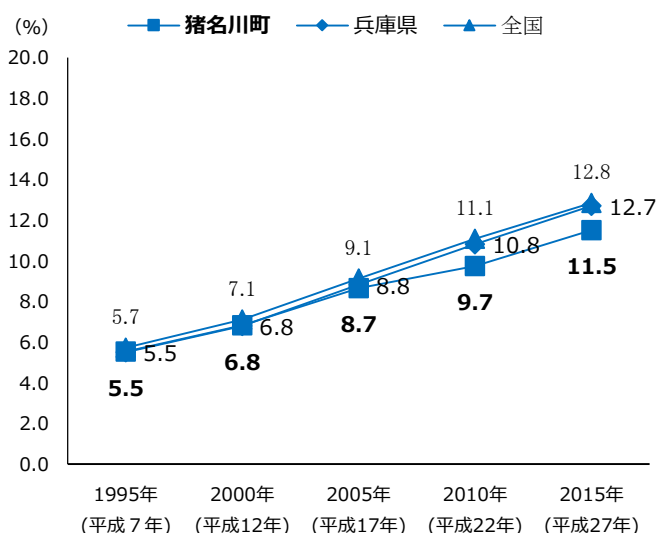
高齢化率は2015年（平成27年）で26.3%と年々上昇していますが、全国・兵庫県に比べて低い値となっています。

後期高齢化率も同様に年々上昇していますが、全国・兵庫県に比べて低い値となっています。

【高齢化率の推移】



【後期高齢化率の推移】



資料：総務省「国勢調査」 ※高齢化率・後期高齢化率は年齢不詳人口を除き、算出しています。

2. 社会情勢の動向

人口減少と少子化・高齢化の進行

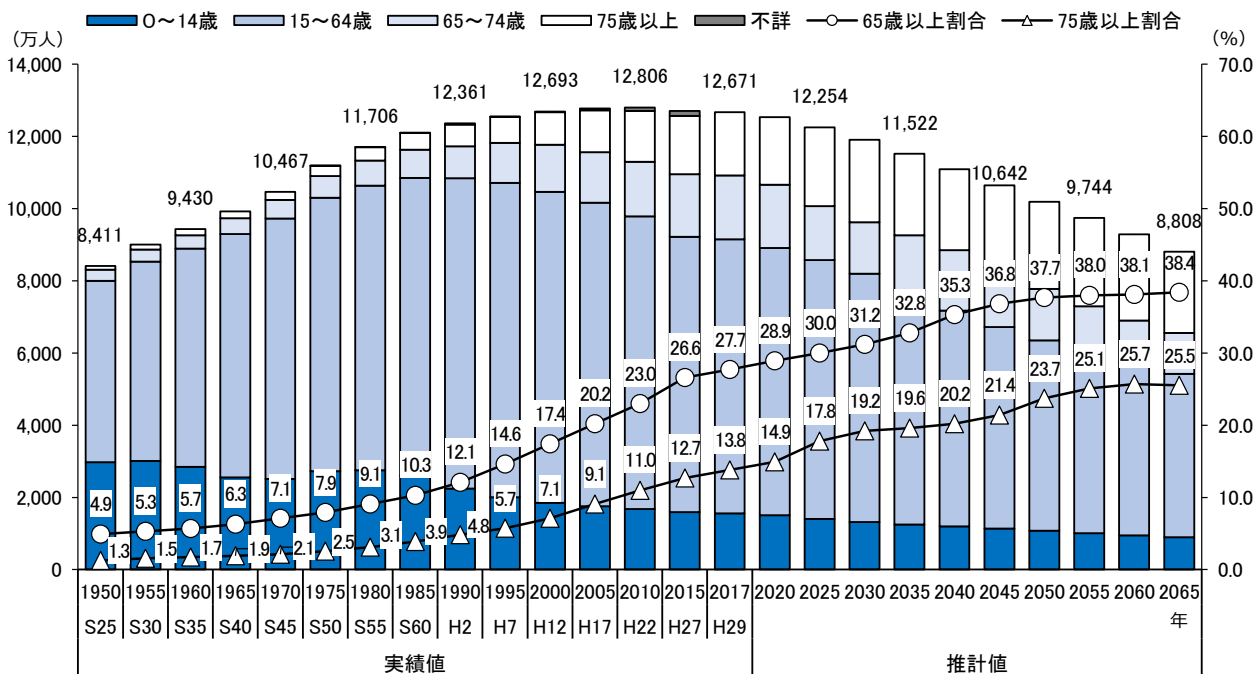
●生産年齢人口の減少と後期高齢者の増加

日本の総人口は2008年（平成20年）の1億2,808万人をピークに減少に転じ、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加を続けています（少子高齢化の進行）。

平成29（2017）年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計結果）では、日本の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2029年（令和11年）に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2053年（令和35年）には1億人を割って9,924万人となり、2065年（令和47年）には8,808万人になると推計されています。

高齢者人口は2040年（令和22年）まで増加し、その後は減少に転じると推計されていますが、高齢化率（65歳以上人口割合）は一貫して増加し、特に75歳以上の後期高齢者割合の増加が著しく、2065年（令和47年）には約3.9人に1人が75歳以上の人になると推計されています。

【年齢3区分別人口構成比の推移】



（出典）内閣府高齢者白書（2018年度（平成30年度）版）をもとに編集。

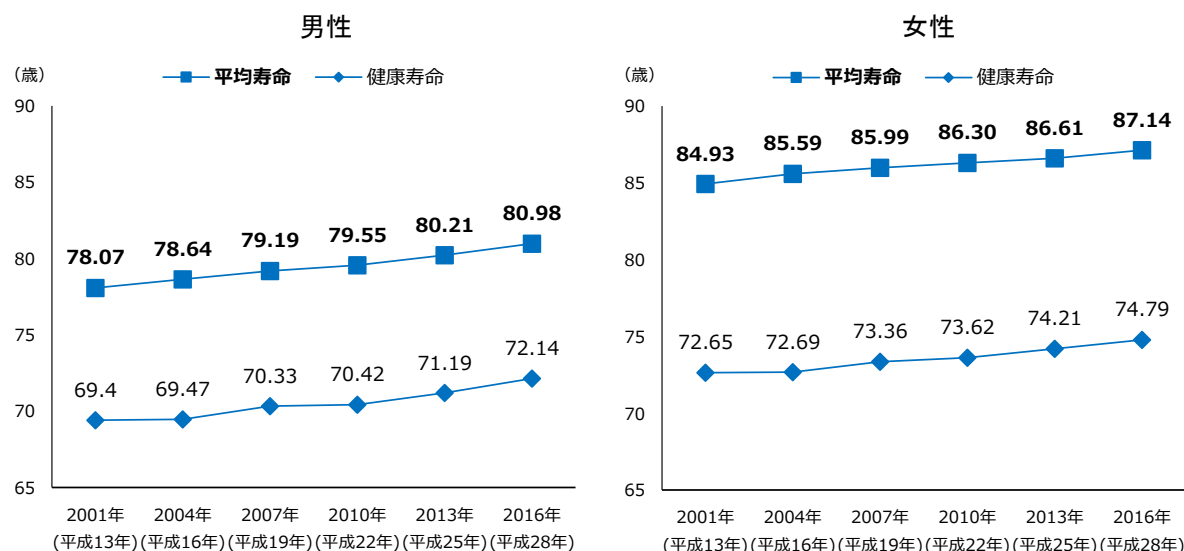
資料：棒グラフと実線の高齢化率について、2015年（平成27年）までは総務省「国勢調査」、2017年（平成29年）は総務省「人口推計」（2017年（平成29年）10月1日確定値）、2020年（令和2年）以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（2017年（平成29年）推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

●健康長寿社会の実現（健康寿命の延伸）

高齢化が進む中、健康寿命（日常生活に制限のない期間）は、2016年（平成28年）で男性が72.14歳、女性が74.79歳となっており、それぞれ2010年（平成22年）と比べて健康寿命が延びています。また、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを上回っています。

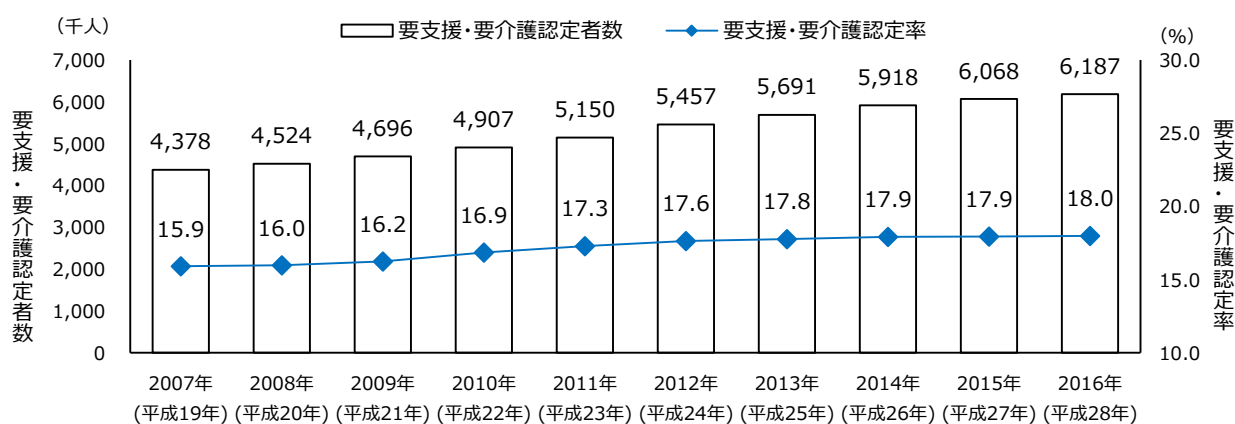
その一方で、介護を必要とする人（要支援・要介護認定者）も年々増加しています。

【平均寿命と健康寿命】



資料：平均寿命の2001・2004・2007・2013・2016年（平成13・16・19・25・28年）は厚生労働省「簡易生命表」、2010年（平成22年）は「完全生命表」、健康寿命の2001・2004・2007・2010年（平成13・16・19・22年）は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、2013・2016年（平成25・28年）は「第11回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

【要支援・要介護認定者の状況】



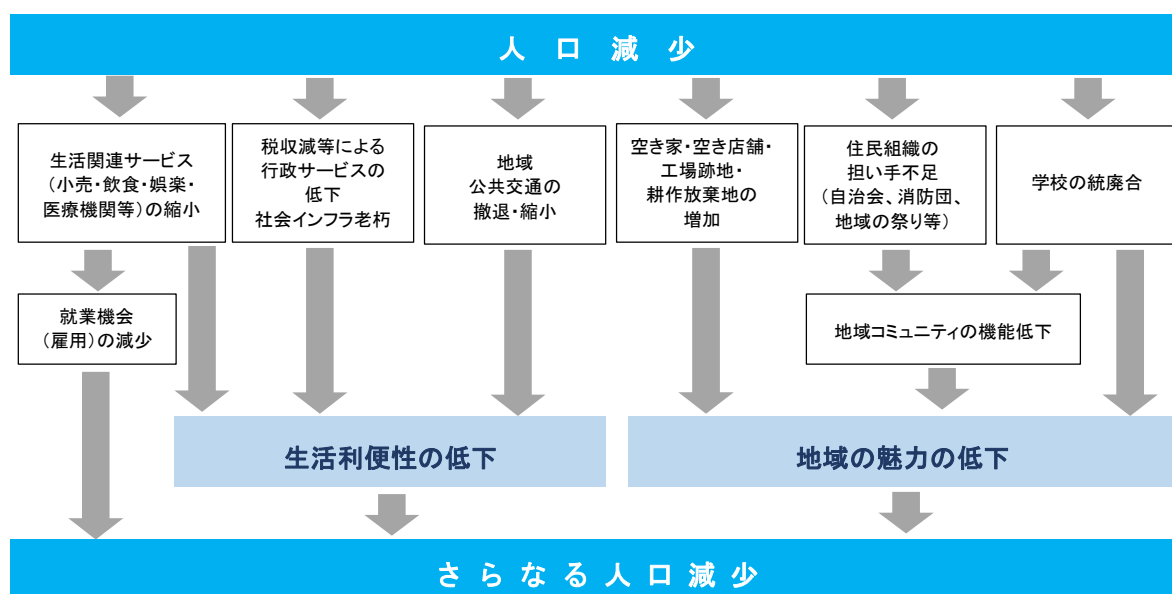
資料：厚生労働省「介護保険状況報告（年報）」

●人口減少が地方のまち・生活に与える影響

人口減少が進行した場合に想定される地方のまち・生活への具体的な影響としては、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小、税収減による行政サービス水準の低下、地域公共交通の撤退・縮小、空き家・空き店舗・工場跡地・耕作放棄地等の増加、地域コミュニティの機能低下などが考えられます。

また、人口減少による地方のまち・生活へのそれぞれの影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられます。

【人口減少の悪循環のイメージ】



資料：国土交通省「国土交通白書 2015」より作成

SDGsに関する取り組みの展開

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に（平成13年）策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。



持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

我が国においては、2016年（平成28年）5月に「SDGs推進本部」を設置し、同年12月に今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定し、8つの優先課題と具体的施策が示されました。

SDGsを全国的に実施するため、各地方自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を盛り込み、達成に向けた取り組みの促進を促しています。

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針の概要	
● ビジョン:「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」 ● 実施原則:①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任 ● フォローアップ:2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。	
【8つの優先課題と具体的施策】	
①あらゆる人々の活躍の推進 ■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実	②健康・長寿の達成 ■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応
③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション ■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市	④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 ■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進
⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会 ■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築	⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 ■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源
⑦平和と安全・安心社会の実現 ■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進	⑧SDGs実施推進の体制と手段 ■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援

資料：SDGs推進本部会合（第2回）資料

地方創生の推進

人口減少社会・少子高齢化に対応し、人口の減少に歯止めをかけ、東京圏への人口一極集中を是正し、活力ある日本社会を維持していくため、国は「まち・ひと・しごと創生法」及び「地域再生法の一部を改正する法律」に基づき、2014年（平成26年）に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、地方創生に取り組んでいます。

また、上記に基づいて、各地方自治体では「地方版総合戦略」を策定し、人口減少社会に対応するため、雇用・就労の創出、移住、結婚・出産・子育て、魅力ある地域づくりなど、地域の実情と特性に応じた施策が展開されています。

地方創生の取り組みについては、創造性によって地域を活性化することが大きなポイントとなっています。その地域に住む人、もしくは、地域に住む人と地域外の人との人的交流などにより、新たな価値・魅力や取り組みを創造する活動、言い換えると「クリエイティブな活動」が活発になることで、地域が元気になっていきます。また、この取り組みは、関わる人が「自分ごと」として参加すること、さらには、住民や企業、団体などの民間と行政が一丸となって展開していくことが重要となります。

なお、「地方版総合戦略」は計画期間を2019年度（平成31年度）までとしており、これまでの地方創生の取組成果や課題の洗い出しを行いつつ、次期総合戦略においてはSDGsの観点を取り入れた立案が求められています。

本町においては、2016年（平成28年）3月に、本町の地方版総合戦略である「猪名川町地域創生総合戦略」を策定し、人口減少の抑制及び維持を図ることをめざし、「住み続けたいまちづくり」「子育てしやすいまちづくり」「産業育成と交流促進」の3つの基本方針のもと、効果検証による戦略的事業に取り組んでいます。

【猪名川町地域創生総合戦略 基本方針に基づく施策体系】

基本方針	重点施策	取り組むべき事業
まち 1. 住み続けたいまちづくり	1-1 参画と協働によるまちづくりの推進	コミュニティ活動の活性化と主体的なまちづくりの促進 まちづくり協議会の活動推進 文化・芸術活動の促進
	1-2 移住・定住促進	若者のふるさと教育 ふるさと回帰支援・第二のふるさとづくり 良好な住宅・宅地の供給
	1-3 健康・長寿のまちづくり	健康づくり・生きがいづくりの支援 スポーツによる健康増進 コミュニケーションの場の創出
	1-4 公共交通の充実	バス交通の充実 地域交通の充実 公共交通の利活用
ひと 2. 子育てしやすいまちづくり	2-1 「子育てのまち猪名川町」猪名川ブランドの確立	子育て支援体制の充実 ICT等による学校教育の充実 環境教育・情操教育の支援
	2-2 出会い・結婚のきっかけづくり	婚活支援 結婚から出産・育児のサポート
	2-3 女性の多様な働き方の支援	就業支援 教育との連携支援
	2-4 地域みんなで子育て支援	子育て家族支援 「子育てのまち猪名川町」のPR
しごと 3. 産業育成と交流促進	3-1 地域産業の育成	経営指導など地域産業を担う体制づくり 猪名川町で働く意識醸成
	3-2 雇用機会の創出	企業誘致の推進 創業支援・起業支援
	3-3 農林業の活性化	農業の振興 農業と観光の連携 農業の六次産業化の取り組み 木質バイオマスの活用
	3-4 観光活性化による交流促進	観光振興と交流人口の拡大 特色あるイベントの実施 新名神高速道路の効果の取込み

日本経済と働き方をめぐる環境の変化

●長期にわたる景気回復

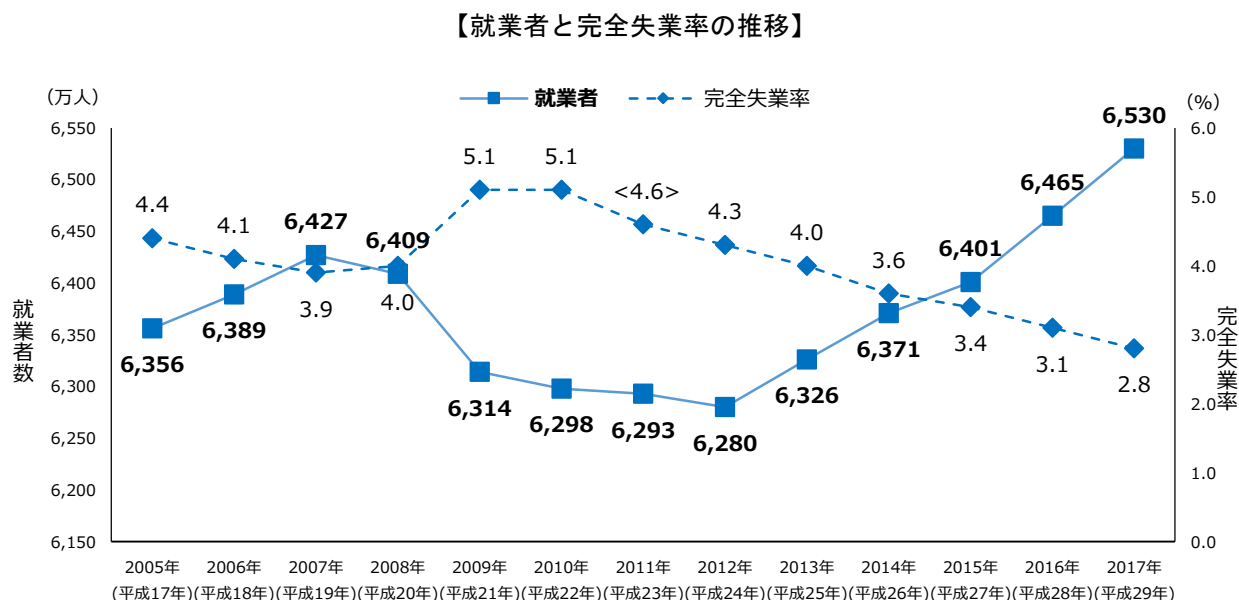
日本の経済は2012年（平成24年）11月を底に回復基調が続いており、「日本経済の現状（2018年（平成30年）4月）」によると、景気回復期間は2012年（平成24年）12月から2018年（平成30年）の4月で65か月となり、戦後2位の「いざなぎ景気（1965年（昭和40年）11月～1970年（昭和45年）7月）」を超える長さとなった可能性が高いとされています。

回復基調の特徴としては、雇用情勢が大幅に改善し、物価上昇によりデフレではないという状況が実現する一方、以前と比べて個人消費や輸出の寄与が大きいという点があげられます。

●人手不足の深刻化

景気の回復基調が続いている中、失業率は4.3%（2012年（平成24年）12月）から2.5%（2018年（平成30年）3月）と1.8ポイント低下し、就業者数は6,271万人（2012年（平成24年））から6,522万人（2017年（平成29年））と、約251万人増加し、人口動態の影響もあっていざなぎ景気やバブル景気より増加幅が少ないものの、失業率の低下幅は過去の景気回復期間を大幅に上回っています。

生産年齢人口が減少しているものの、アベノミクスの進展により女性や高齢者の労働参加率の上昇が続き、有効求人倍率は2016年（平成28年）以降、全地域で1倍を超えて推移していることからバブル期並みの人手不足の状況にあります。



資料：総務省「労働力調査」

●働き方の多様化、働き方改革の進行（一億総活躍社会）

今後、少子高齢化・人口減少が進むことが予測され、人手不足も継続することが見込まれている中、国は「ニッポン一億総活躍プラン」を2016年（平成28年）に策定し、その中で「働き方改革」は横断的な課題として位置づけ、押し進めていくものとしています。

そして「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2018年（平成30年）7月6日に公布され、労働者がそれぞれの実情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇を確保するための措置が講じられました。

地域コミュニティの変容

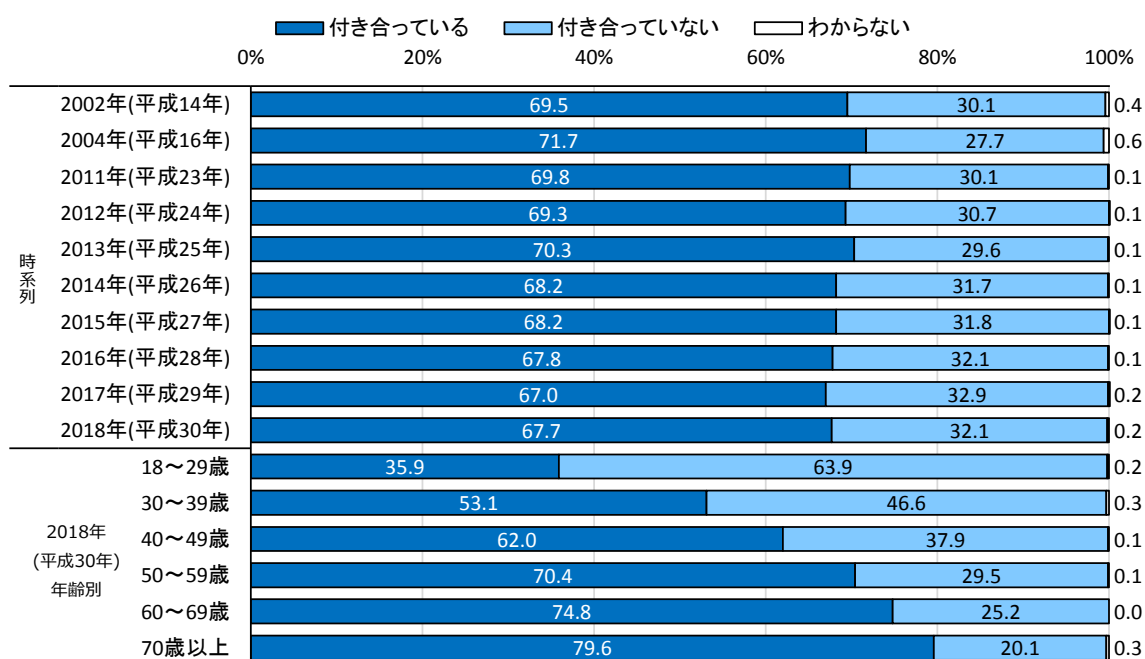
●地域コミュニティの希薄化

少子高齢化をはじめ、都市化やライフスタイルの多様化など、様々な要因を背景に近所付き合いや自治会等の地縁組織などとのつながりが弱くなり、地域コミュニティの希薄化が問題となっています。

近所付き合いにおいて「付き合っている」と答えた人は緩やかに減少している傾向にあり、特に若い世代において近所付き合いが希薄な状況にあります（内閣府「社会意識に関する世論調査」）。

人口減少社会、少子高齢化の進展に伴い、地域における様々な活動での担い手が不足している状況にあります。特に高齢化が進む中において、何らかの支援を必要とする人が増加していることから、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められており、実現には住民の積極的な社会参加が必要不可欠です。

【近所付き合いの状況】



資料：内閣府「社会意識に関する世論調査」

●テーマ型コミュニティを含む地域貢献の多様化

地域の取組として、自治会といった地縁組織による住民活動がありますが、近年自治会加入率が低下し、組織の活動力が問題視されています。人口減少社会に突入し、地域では様々な問題が多様化・複雑化している状況の中、これまでのような地縁組織による地域活動のみでは十分な対応が難しくなっています。

ボランティアやNPO等による地域貢献活動や、地域や社会問題を解決するためのコミュニティビジネス・ソーシャルビジネスなど、目的やテーマに応じて活動する組織（テーマ型コミュニティ）と連携した地域づくりが必要となってきました。

従来の地縁組織に対する支援はもちろんのこと、テーマに応じて活動する団体を有機的につなぎ、互いの特性を生かしながら、よりよい地域づくりを推し進めるとともに、個々の興味に応じた活動や活躍の機会・場を形成しながら、多くの住民がまちづくりに参加できる体制整備が求められています。

持続可能な社会に向けた環境政策の展開

地球の環境問題として、世界人口の増大による天然資源・エネルギー、水、食料の需要拡大、人間活動に伴う地球環境の悪化をはじめとし、気候変動に伴う温暖化や自然災害の発生、生物多様性の損失など、様々な問題があります。

国は2018年（平成30年）4月に「第五次環境基本計画」を策定し、めざすべき持続可能な社会の実現に向け6つの重点戦略を打ち出しています。

SDGsにおいても、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、気候変動などといった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わるゴールが数多く含まれており、世界的にみても環境問題に対する取組は重要視されています。



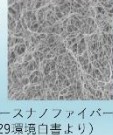
第五次環境基本計画における施策の展開

○ 分野横断的な**6つの重点戦略**を設定。

→ **パートナーシップ**の下、環境・経済・社会の**統合的向上を具体化**。

→ 経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点から**イノベーションを創出**。

6つの重点戦略

①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築 ○ E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サーバライジング、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等 	②国土のストックとしての価値の向上 ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等 
③地域資源を活用した持続可能な地域づくり ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等 	④健康で心豊かな暮らしの実現 ○ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICEなど） ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海の管理 ○ 良好な生活環境の保全 等 
⑤持続可能性を支える技術の開発・普及 ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等） ○ AI等の活用による生産最適化 等 	⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築 ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等 

資料：環境省

高度情報化社会の進展

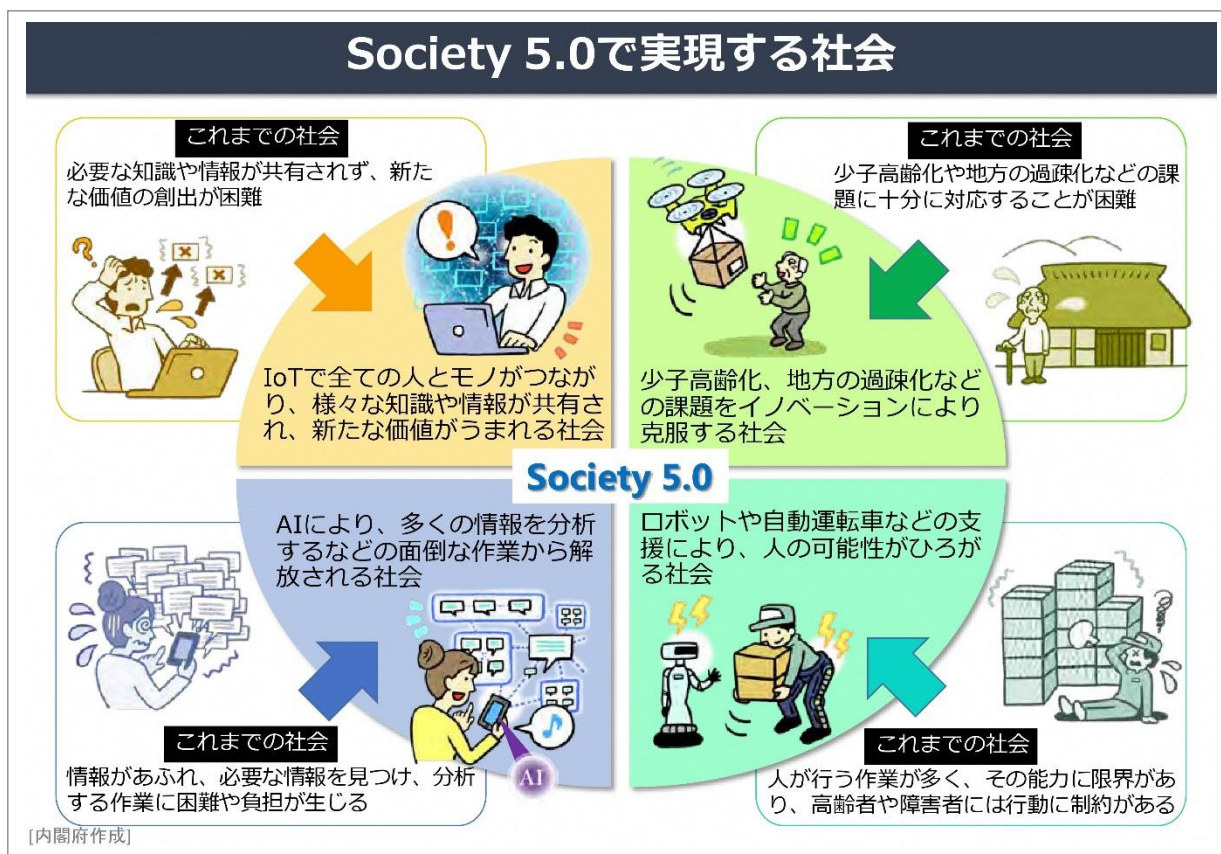
●IoT、ビッグデータ、AI等の情報技術の飛躍的な発展

1990年代半ばから世界的にインターネットと携帯電話が急激に普及し、日本では、2000年代にはブロードバンド通信と携帯電話との急激な普及により、世界でも有数の情報通信ネットワーク基盤を有する国となりました。インターネットの利用率は2013年(平成25年)以降80%を超えており、中でもスマートフォンの利用率が大きく増加しています。

また、ICT(情報通信技術)は日々進化し、インターネット利用の増大とIoT(モノのインターネット)の普及が進んでいます。ICTの普及により、ビッグデータやAI(人工知能)の利活用が進み、地域課題の解決や産業の効率化・活性化につながっています。

2016年(平成28年)1月22日に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」(内閣府)において、我が国がめざすべき未来社会の姿として「^{ソサエティ}Society 5.0」が提唱されました。

「Society 5.0」で実現する社会では、AI、IoT化といったデジタル化の進展による全体最適の結果、社会課題解決や新たな価値創造、一人ひとりが快適で活躍できる社会となると期待されています。



資料：内閣府

●社会的課題の解決に向けたＩＣＴ利活用の可能性

少子高齢化・人口減少社会から生産年齢人口が減少しており、労働力や経済成長の低下が危惧され、また高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ世帯の増加、過疎地域による人口減少、地域コミュニティの低下などが問題視されている中、ＩＣＴの活用が課題解決に期待されています。

地方創生においても、Society 5.0 を実現し、またＩｏＴ及びビッグデータ、ＡＩを活用した第４次産業革命のイノベーションを取り入れることで、地域の魅力を最大限に生かし、自立した豊かな地方の実現が重要であるとしています。

安全・安心な社会の実現

●防災に対する意識の高まり

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性から数多くの大規模災害が発生しており、全国各地に甚大な被害がもたらされています。2011 年（平成 23 年）の東日本大震災ではマグニチュード 9.0 の巨大地震と大津波が発生し、2018 年（平成 30 年）の西日本豪雨災害をはじめとする台風や豪雨による災害など、大規模で様々な自然災害が多発しています。

また、遠くない将来で南海トラフ地震が発生する可能性もあり、防災、安全・安心のまちづくりに対する関心は高くなっています。

●「強さ」と「しなやかさ」を持った国土強靱化の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、2013 年（平成 25 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定されました。

そして、国土強靱化に向けて４つの基本目標を設定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた取り組みが進められています。

都市・社会基盤の老朽化

我が国は、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラは長いもので約 60 年が経過し、耐用年数を超えたものや、老朽化が進んでいるものがみられます。本町においては 1970 年代半ばから 2000 年（平成 12 年）頃にかけて整備した多くの公共施設等が老朽化し、近い将来に更新時期を迎えます。

高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加、人口減少社会の進行に伴い、各地方自治体においては厳しい財政状況下にあることから、長期的な視点を持ちながら、公共施設等のインフラを総合的かつ計画的に管理していく必要があります。また、遠くない将来で南海トラフ地震が発生する可能性もあることから、住民の安全・安心を確保するため、安全で強靱なインフラを維持・確保するためのシステムを構築していく必要があります。

価値観・ライフスタイルの多様化

●生活の質に対する意識の高まり（モノより質を求める人が多い）

人口減少社会、少子高齢化、ライフスタイルの多様化など、人々を取り巻く環境、社会情勢はめまぐるしく変化しており、将来を見通すことが難しい状況にあります。

内閣府「国民生活世論調査」において、今後の生活の見通しを尋ねた設問で、6割は変わらないと答えているものの、悪くなると答えた人は2割となっています。高い年代において悪くなると答えた人が多く、悪くなると答えた人は徐々に増えている状況です。

また、日常生活で不安や悩みを抱える人は1997年（平成9年）以降60%台で推移している中、物に対する豊かさよりも、心の豊かさやゆとりのある生活に重きを置きたいと考える人が多くなっています。

●多様性を尊重しあう社会への機運の高まり

地域には、高齢者や若者、子ども、障がいのある人、外国から来た人、性的マイノリティの人など、様々な人が住んでいます。

誰もが活躍でき、お互いを理解しながら多様性を認め合い、お互いに支え合える地域共生社会の実現が求められています。

●地域共生社会を実現し、誰もが住みよいまちへ

従来、我が国は地域の相互扶助や家族同士の助け合いにより、日々の暮らしが支えられてきましたが、少子高齢化の進展や単身世帯の増加、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、生活のあり方は大きく変化しています。また、老老介護をはじめ、育児と介護の両立、高齢者の親が障がいのある子どもや引きこもりの子どもとの生活など、ダブルケアを必要とする人が増えており、抱える問題や悩みも多様化・複雑化している状況にあります。

国は、2017年（平成29年）に社会福祉法の一部を改正（2018年（平成30年）4月施行）し、「我が事・丸ごと」の地域づくりについて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定を明確にしました。

地域や社会において、様々な問題や課題が複雑に絡み合っている中、住民一人ひとりが、それらの問題を他人事ではなく「我が事」と認識するとともに、多様な主体が参画し、人と資源、世代や分野を超えてつながり、個人や世帯が抱える問題に「丸ごと」対応してく支援体制を構築していくことが、誰もが住みよいまちへつながるものと考えられます。

3. 猪名川町の住民の姿・想い

第六次総合計画策定にあたり、第五次総合計画の評価とともに、今後のまちづくりのあり方を把握するために実施した「まちづくりアンケート調査」（15歳以上の住民5,000人を無作為抽出）や、住民とともに10年後の「まちの将来像」などを検討・整理する「まちづくりワークショップ」の結果を踏まえ、住民の姿・想いを整理します。（○：アンケート調査の結果、□：ワークショップの結果）

猪名川町での暮らし

◆「自然環境」は圧倒的に満足度が高く、「住環境」も満足度が高い。

○満足しているものは「自然環境が豊か」が8割、「住環境がよい」が5割。

○「自然環境が豊か」は年齢・エリアに関係なく多い。

○「住環境がよい」はエリア差がある。

○小学生以下の子どもがいる人では「子育てがしやすい」が4～5割。

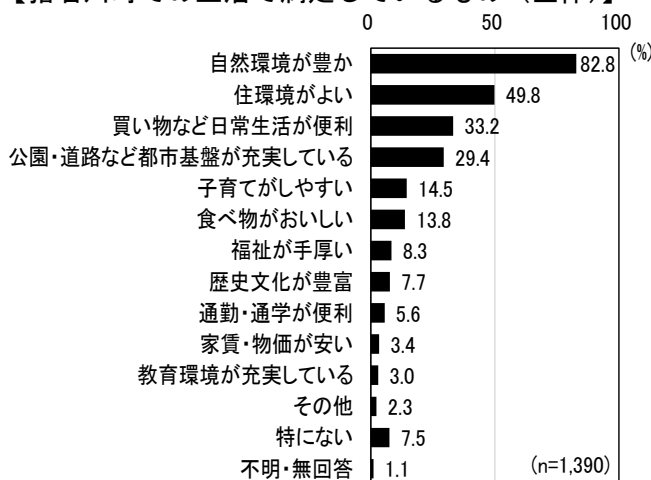
◆「通勤・通学」「買い物などの日常生活」は年齢を問わず不満が多い。

○不満なものは「通勤・通学が不便」が5割、「買い物などの日常生活が不便」が3割。

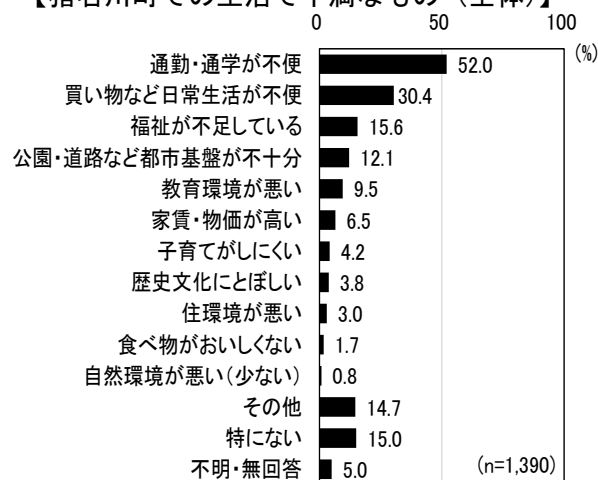
○「通勤・通学が不便」「買い物などの日常生活が不便」は年齢に関係なく多い。

○「買い物などの日常生活」はエリア差がある。

【猪名川町での生活で満足しているもの（全体）】



【猪名川町での生活で不満なもの（全体）】



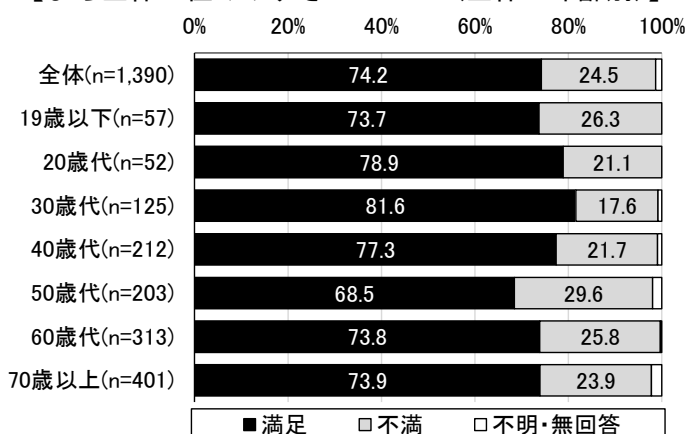
◆まち全体の住みやすさについて、 7割以上が満足。

○20～40歳代では8割程度が満足、

そのほかの年齢でも7割前後が満足。

○エリア差はある。

【まち全体の住みやすさについて（全体・年齢別）】



猪名川町への愛着

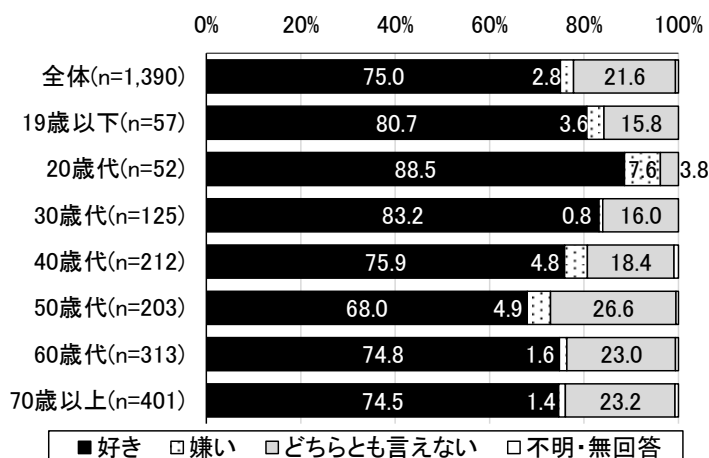
◆多くの住民は猪名川町が「好き」。

○住民全体では「好き」が7割半。

○30歳代以下では「好き」が8割を超え、そのほかの年齢では7割前後を占める。

○猪名川町を「嫌い」な住民は数%にとどまる。

【猪名川町が好きか（全体・年齢別）】



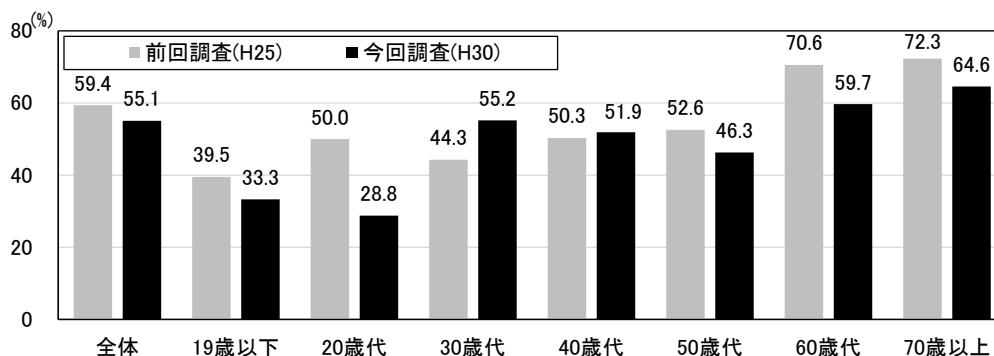
猪名川町への定住意向

◆定住意向がある人（住み続けたい人）は5割台半ばにとどまり、5年前から微減。 特に、若年層と高齢者で定住意向が大幅に減少し、定住への不安が増大。

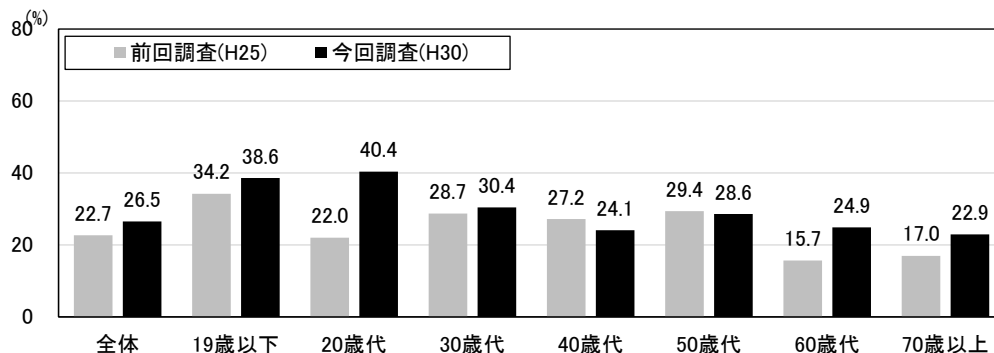
○20歳代と60歳以上で「住み続けたい」の割合が大きく減少し、ほかの世代より低い。

○20歳代と60歳以上では「どちらともいえない」の割合が増加。

【猪名川町に住み続けたい人の割合の推移（全体・年齢別）】



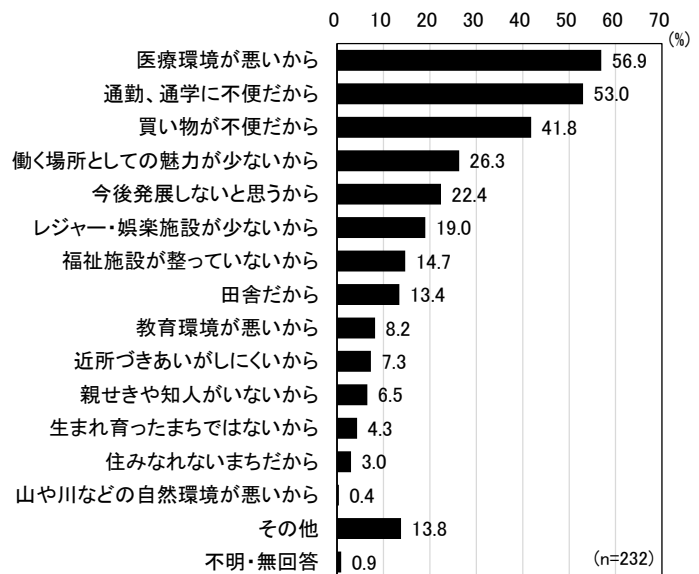
【猪名川町に住み続けるかについて「どちらともいえない」人の割合の推移（全体・年齢別）】



◆定住意向の阻害要因は「医療」の不安と、
「通勤・通学」「日常生活」の不便さ。

- 「他市町に移りたい」人の理由をみると、
「医療環境が悪いから」「通勤、通学に
不便だから」「買い物が不便だから」が
多い。
- 20 歳代では「移動（通勤・通学）」の
不便さ、高齢者では「医療」と「日常生
活」への不安が定住意向の阻害要因。
- 「どちらともいえない」人について、猪
名川町での生活で不満なものをみると、
「通勤・通学が不便」が6割、「買い物
など日常生活が不便」が3割台半ばを
占めて多い。

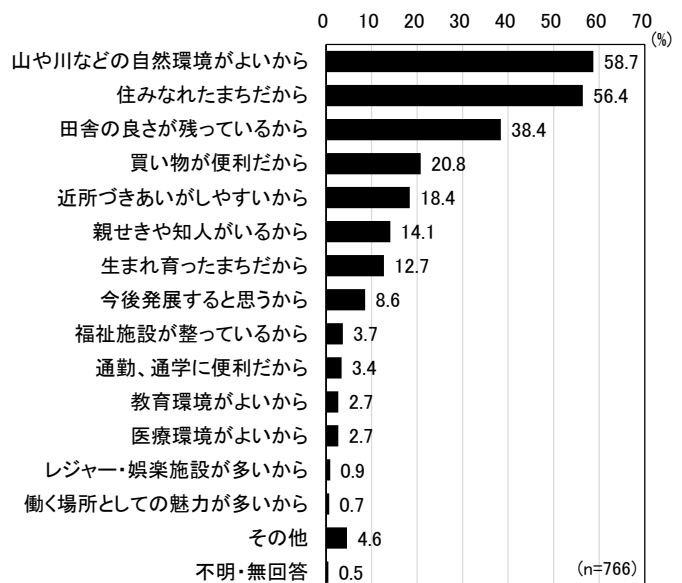
【他市町村に移りたい理由（他市町村に移りたい人）】



◆定住意向の促進要因は「自然」
「住み慣れた感じ」「田舎のよさ」。

- 定住意向を持つ人の理由をみると、「山
や川などの自然環境がよいから」と「住
みなれたまちだから」が6割程度で多
く、「田舎の良さが残っているから」が
4割でつく。
- 20 歳代以下と 50～60 歳代では「住
みなれたまちだから」、30～40 歳代と
70 歳以上では「山や川などの自然環境
がよいから」が最も多い。
- 上位項目については、年齢、エリアで大
きな差異はない。

【住み続けたい理由（住み続けたい人）】



幸福感

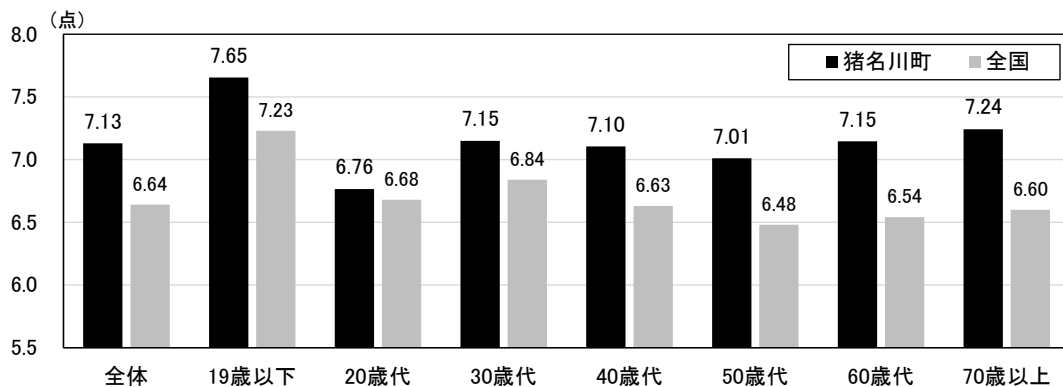
◆幸福感は比較的高く、「健康状況」「人間関係」「家計」が大きく影響。

○住民全体で、幸福度の平均値が 7.13 点。

○全国（内閣府経済社会総合研究所「生活の質に関する調査」（2013 年））と比較すると、全体及び各年齢で幸福度は高い。全国は 6.64 点。

○幸福感の判断事項としては、「健康状況」「家族関係」「家計の状況」が多い。また、20 歳代以下では「友人関係」、30～40 歳代では「家族関係」、50 歳代以上では「健康状況」が最も多い。

【幸福度の平均値の全国比較（全体・年齢別）】



まちづくりなどの地域活動・行事への意識

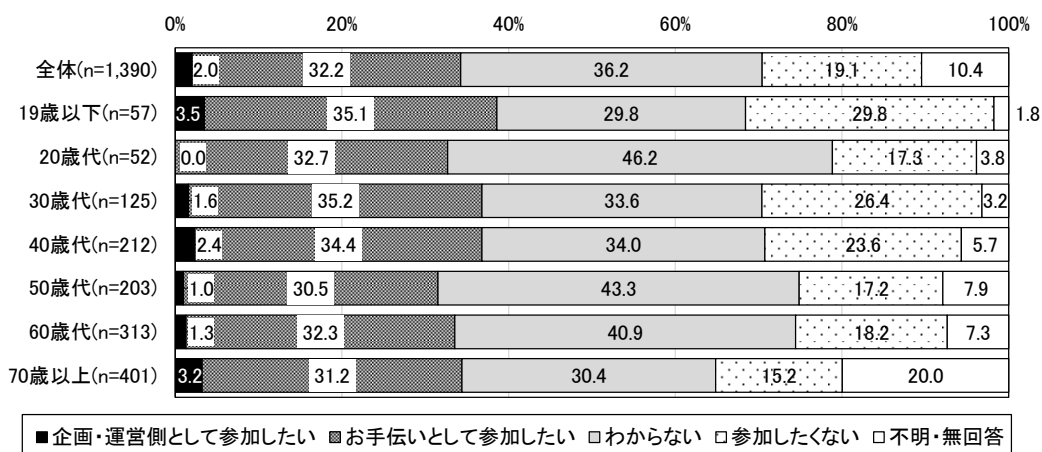
◆住民の3人に1人は地域活動・行事に「担い手」としての参加意向を持つ。

○まちづくりなど各種地域活動・行事へ担い手としての参加意向を整理すると、「企画・運営側として参加したい」が 2.0%、「お手伝いとして参加したい」が3割程度を占める。

○年齢に関係なく、参加意向を持つ人は3～4割程度。

○地域活動などに主体的な参加意向を持つ人（企画・運営側として参加したい人）は、19 歳以下が最も多く、70 歳以上、40 歳代で他年齢層より多い。

【まちづくりなどの地域活動・行事への担い手としての参加意向（全体・年齢別）】



町の施策に対する意識

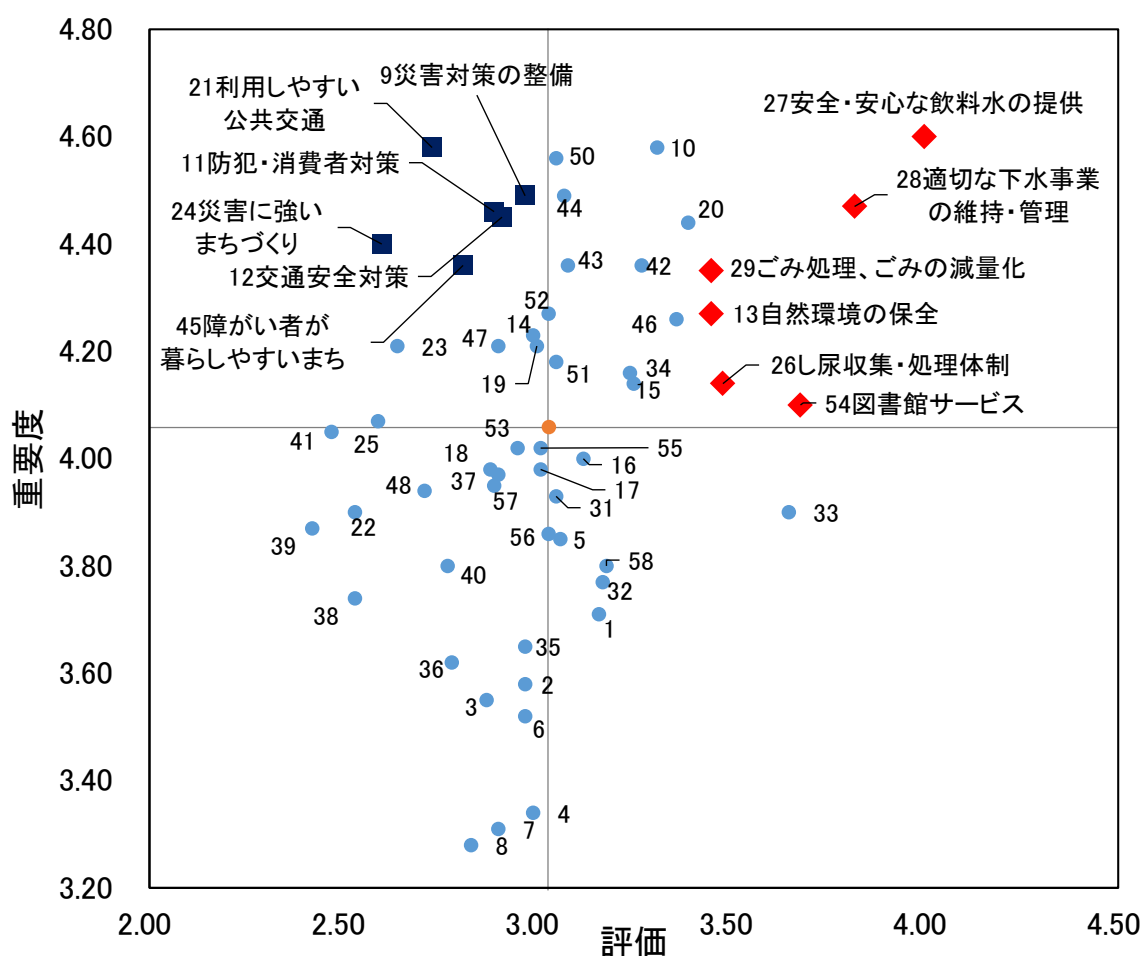
◆重点的な取り組みが必要となる施策は、都市環境や安全・安心に関する施策が多い。

○評価が低く、重要度の高い施策としては、「利用しやすい公共交通」「防犯・消費者対策」「交通安全対策」「災害に強いまちづくり」「障がい者が暮らしやすいまちづくり」などが挙がる。

◆現在の水準を維持していくべき施策は、環境・衛生に関する施策が多い。

○評価が高く、重要度も高い施策としては、「安全・安心な飲料水の提供」「適切な下水事業の維持・管理」「図書館サービス」「し尿収集・処理体制」「自然環境の保全」「ごみ処理、ごみの減量化」などが挙がる。

【施策に対する評価と重要度】



1 人権尊重のまち	15 公園の維持・整備	29 ごみ処理、ごみの減量化	44 高齢者の支援体制
2 男女共同参画の推進	16 緑化の推進	31 公共施設の情報化	45 障がい者が暮らしやすいまち
3 平和の啓発活動の推進	17 景観に配慮したまちづくり	32 ITを活用した情報提供	46 健康増進
4 多文化共生・国際交流のまち	18 住民の自然・環境保全活動	33 わかりやすい広報誌	47 地域福祉の充実
5 住民の交流と支え合い	19 良好な住環境の整備	34 適切な個人情報の取り扱い	48 低所得者への支援
6 住民・地域・団体活動の活発化	20 適切な生活道路の整備	35 農地の保全・管理	50 かかりつけ医が身近
7 まちづくり協議会への支援	21 利用しやすい公共交通	36 農地を生かしたまちづくり	51 幼児教育の充実
8 参加・参画しやすいまち	22 適切な土地利用	37 森林保全	52 学校教育の充実
9 災害対策の整備	23 生活向上につながる施設整備	38 観光振興	53 社会教育の充実
10 消防・救急体制	24 災害に強いまちづくり	39 商工業の活性化	54 図書館サービス
11 防犯・消費者対策	25 まちのバリアフリー化等	40 企業誘致	55 青少年の健全育成
12 交通安全対策	26 し尿収集・処理体制	41 働きやすい環境づくり	56 スポーツ・レクリエーションの充実
13 自然環境の保全	27 安全・安心な飲料水の提供	42 子育てしやすい環境	57 社会教育施設の充実
14 環境に配慮したまち	28 適切な下水事業の維持・管理	43 児童虐待防止	58 適切な文化財の保全・活用

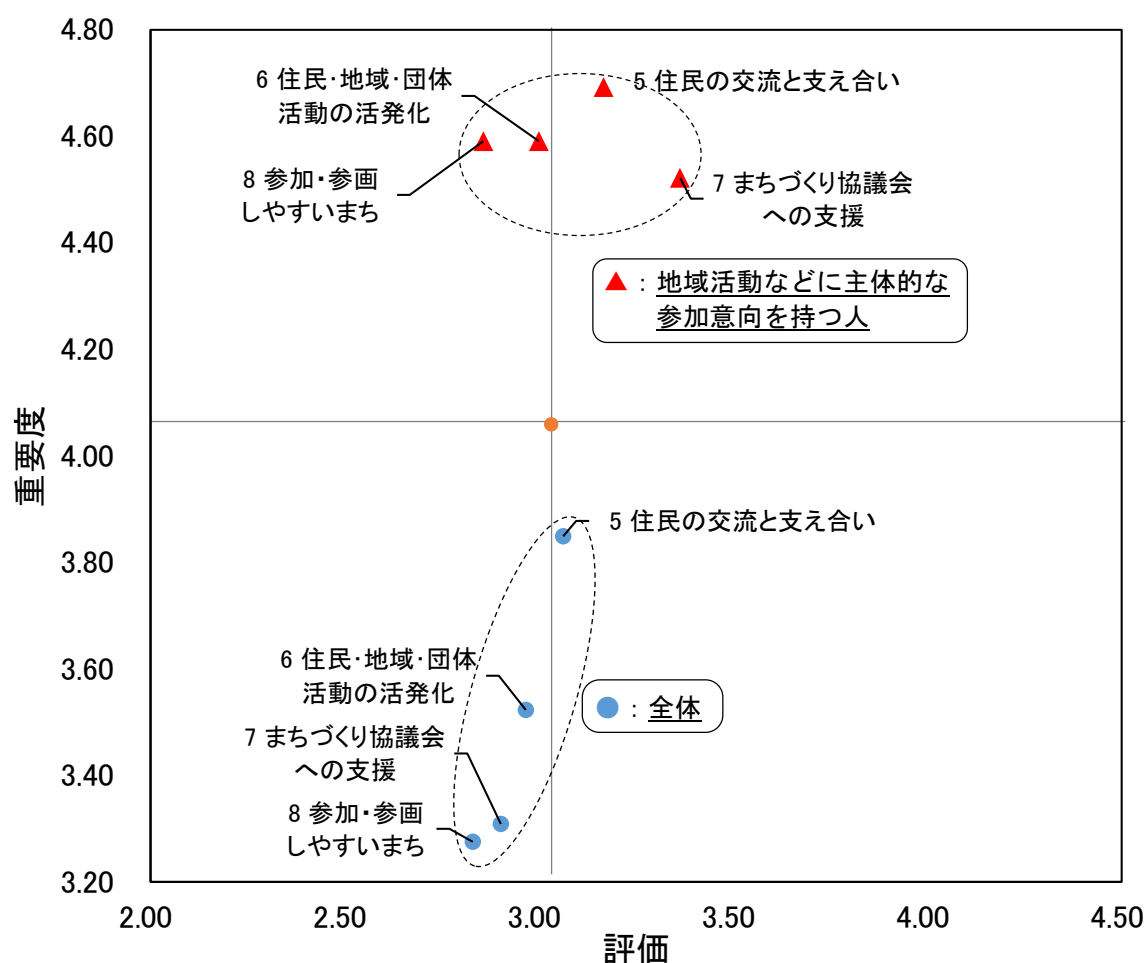
◆地域活動などについて企画・運営側として参加したい人は、まちづくりに関する施策を重要と考えており、重点的な取り組みが必要となる施策は「参画・参加しやすいまち」。

○地域活動などに主体的な参加意向を持つ人（まちづくりなど各種地域活動・行事について、企画・運営側として参加したいという人）は、住民全体と比べて、まちづくりに関する施策の重要度が高い。

○特に、「参画・参加しやすいまち」については、評価が低く、重要度の高い施策となっている。

○地域活動などに主体的な参加意向を持つ人と住民全体で、施策に対する重要度を比べると、まちづくりに関する施策とともに、「多文化共生・国際交流のまち」や「適切な文化財の保全・活用」「男女共同参画の推進」「人権尊重のまち」「平和の啓発活動の推進」「農地を生かしたまちづくり」「観光振興」といった施策の重要度が高い。

【まちづくりに関する施策に対する評価と重要度】

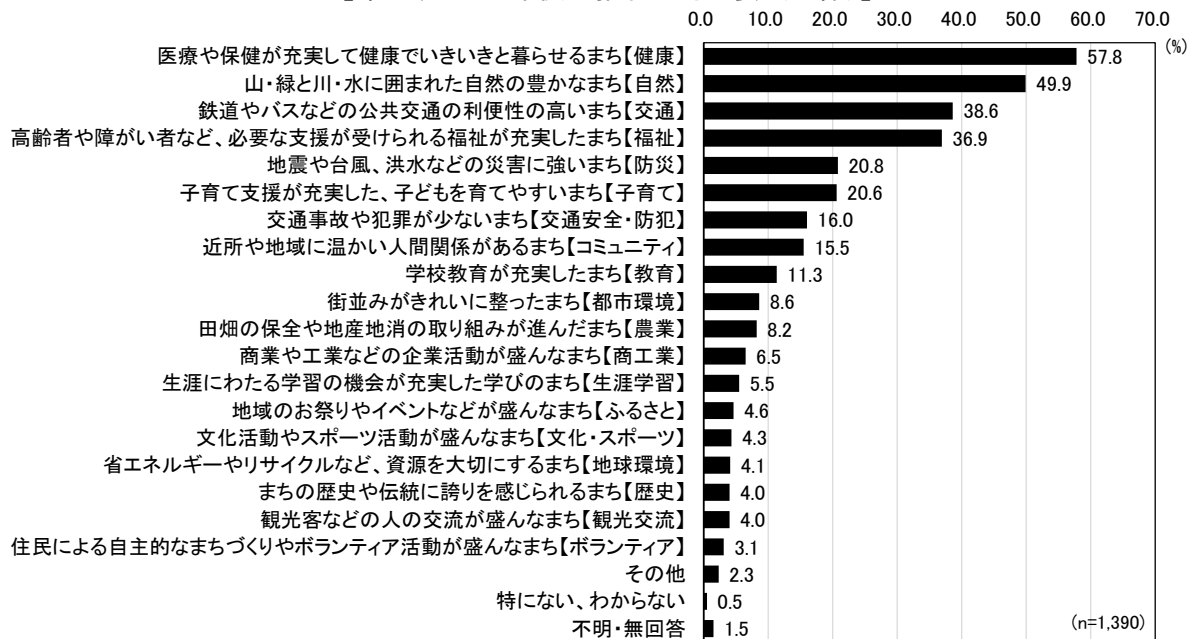


住民が求める 10 年後のまちの姿

◆希望する 10 年後のまちの姿のキーワードとしては、「健康でいきいき暮らせる」「自然が豊か」「公共交通の利便性が高い」「福祉が充実」が多い。

- 「健康でいきいきと暮らせるまち」が6割程度で最も多く、「自然の豊かなまち」が5割、「公共交通の利便性が高いまち」「福祉が充実したまち」が4割程度でつく。
- 「自然の豊かなまち」と「公共交通の利便性が高いまち」は全年齢層で多い。
- 「健康でいきいきと暮らせるまち」は 30 歳代以上、「福祉が充実したまち」は 50 歳代以上で多い。
- 「子どもが育てやすいまち」は 30 歳代で6割を占めてトップ。

【希望する 10 年後の猪名川町の姿（全体）】



【希望する 10 年後の猪名川町の姿（年齢別・上位 3 項目）】

	第1位	第2位	第3位
19歳以下 (n=57)	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】 54.4	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】 45.6	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】 21.1
20歳代 (n=52)	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】 53.8	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】 38.5	子育て支援が充実した、子どもを育てやすいまち【子育て】 34.6
30歳代 (n=125)	子育て支援が充実した、子どもを育てやすいまち【子育て】 60.0	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】 52.8	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】 51.2
40歳代 (n=212)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】 51.4	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】 45.3	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】 41.0
50歳代 (n=203)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】 63.5	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】 49.3	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】 42.9
60歳代 (n=313)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】 66.5	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】 49.8	鉄道やバスなどの公共交通の利便性の高いまち【交通】 43.8
70歳以上 (n=401)	医療や保健が充実して健康でいきいきと暮らせるまち【健康】 63.3	山・緑と川・水に囲まれた自然の豊かなまち【自然】 50.4	必要な支援が受けられる福祉が充実したまち【福祉】 49.4

◆「少子化・高齢化・人口減少」を背景に、今後のまちでの暮らしに対する「不安・焦り」がある。

- まちの問題として「少子化・高齢化」「人口減少」が挙げた。また、それらの問題を背景に、住民は猪名川町での暮らしへの「不安」「あせり」などを抱えているといった意見が出された。
- まちの問題を「自分ごと」として捉えていない住民が多いという意見が出された。
- 一方で、町のことが「大好き」で、問題の解決に向けて「まだ間に合う」という意識も強い。

◆今後のまちづくりに向けた視点としては「つながり」「新たな活動への挑戦」。

- 現在のまちの問題である「少子化・高齢化」「人口減少」に対してどんな行動ができるかについては、「つながりの創出・強化」「交流」「新たな活動への挑戦」「農の活用」「居場所・場づくり」といった具体的な視点が挙げた。
- また、「つながり」については、人と人、組織と組織、地域と地域、取り組みと取り組み、町内でのつながり、町外とのつながりなど様々な視点が挙げた。

◆ワークショップメンバーが考える「まちの将来像」

□『コミュニケーションによる安全安心なまち。最後は“人”。』

- ・まずは、高齢者や子どもを主体とした取り組みを行うことで、人が集まるようになる。人が集まると、サービス業の拡充やエンターテイメントなどが充実するようになる。
- ・専門性のある人を集める窓口を作って、期間限定で良いのでオーソリティを呼んでくる。身内だけで考えていても、動きが止まってしまうのではないか。

□『住みやすいまち』

- ・サブテーマは「高齢者が元気になる」「人を増やす」「文化的なセンター施設の整備」「インフラの改善（交通）」「地域住民による見守り」「町民同士の情報交換」。
- ・「高齢者が元気になる」については、高齢者が共同作業できる場所づくり、健康増進の学習に取り組む機会の増加、ボランティアに取り組みやすい仕組みづくりがポイント。
- ・「住民同士の情報交換」としては、気軽に住民が参加できるワークショップを開催。

□『地域の中で横のつながりを強化し、観光での交流により、地域の底力を上げ、循環させる。』

- ・地域の中にいる人たちが、自分たちの地域をよく知って、つながって、地域の中からの力がアップしていけば、周りにしみ出すように情報やよい所が拡がり、さらに、人々が集まってくる。
- ・地域の底力をアップするためには、いろんな人たちが専門的な知識を持ち合わせたり、地域のことをもっと知って、つながっていくということが基盤になる。
- ・地域の中でつながっていくことで、住民みんなが地域について認識し、自覚し、新たなアイデアや取り組みなどが生まれる。

□『住んでみたいと思える地域』

- ・サブテーマは「人が集まる」「教育」「程よい自然」「仕事」「食」「医療」「ゆとり」。
- ・「程よい自然」について、猪名川町は都心にも近く、程よい距離感、程よい自然が残っているというのが売りだと思う。自然を生かした観光、温泉、四季それぞれのイベント企画が必要。
- ・「ゆとり」は、住環境のゆとり。

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

本町は、兵庫県の南東部、阪神都市圏の北部に位置し、町域の8割を占める兵庫県立自然公園などを背景に、町南部丘陵地は大規模な住宅地として開発が進み、緑とともに暮らす快適な住宅都市として発展してきました。

住民の猪名川町における暮らしに対する満足度は、居住エリアにより差はあるものの、比較的高い状態にあります。住民の多くは、豊かな自然環境と快適な住環境の調和に魅力を感じており、まちへの愛着と幸福感は、居住エリアに関係なく、高い状態にあります。

しかし、若年層と高齢層では、猪名川町に住み続けたいと思う人は減少傾向にあり、定住か転居かを決めかねている人が増加しています。これは、若年層では進学・就職後の通学・通勤手段、高齢層では日常的な通院、買い物際の移動手段としての公共交通への不安など、これからの猪名川町での暮らしに対する不安・焦りが拡がりつつあることが要因と考えられます。

本町では、魅力あるまちづくりの実現のため、地域の個性を活かした特色のあるコミュニティづくりとともに、住民と行政の協働による取り組みを推進してきました。

これまでの協働による取り組みは、主に行政から住民や地域・団体等に呼びかけや依頼などを行い、協力・連携するというパターンが多く見られました。しかし、協働の考え方が波及するとともに、町内では、住民主体の多様な活動が展開されるようになりました。また、活動に取り組む人・団体や活動などをつなぎ、拡げていくような取り組みも生まれています。

そして、年齢に関わらず住民の3人に1人は、まちづくりをはじめとする地域の活動・行事に担い手として参加したいという意向を持っており、若年層でも地域活動などに主体的な参加意向を持つ人がいることから、これからの猪名川町を創りあげていく住民の力を感じることができます。

今後、さらなる少子化・高齢化の進行、本格的な人口減少とともに、社会経済情勢がこれまで以上に大きく変化していくことが予測されます。そのような中、本町では、豊かな自然環境と快適な住環境の調和がとれた住宅都市という面を大切にしながらも、それだけにとどまらず、猪名川町という舞台上、住民一人ひとりが自分自身はもとより、仲間や地域の持つ可能性にチャレンジでき、自分らしくいきいきと暮らしていけるまちをめざしていきます。

そして、そのようなまちこそ、住民にとっては「住み続けたいまち」であり、町を出た人や町外の人にとっては「帰りたい・住みはじめたいまち」「気になる・関わってみたいまち」であり、猪名川町での幸せな暮らしにつながっていくと考えます。

これからのまちづくりは、主に行政主導による協働や、多様な主体が個々に取り組みを進めていくというこれまでのパターンに加えて、新たな協働による取り組みが必要となります。

言い換えれば、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、緩やかにつながり、ネットワークを構築していくことで、自分ごととして、新たな価値・魅力や課題解決に向けた取り組みを創りあげていくことが求められています。

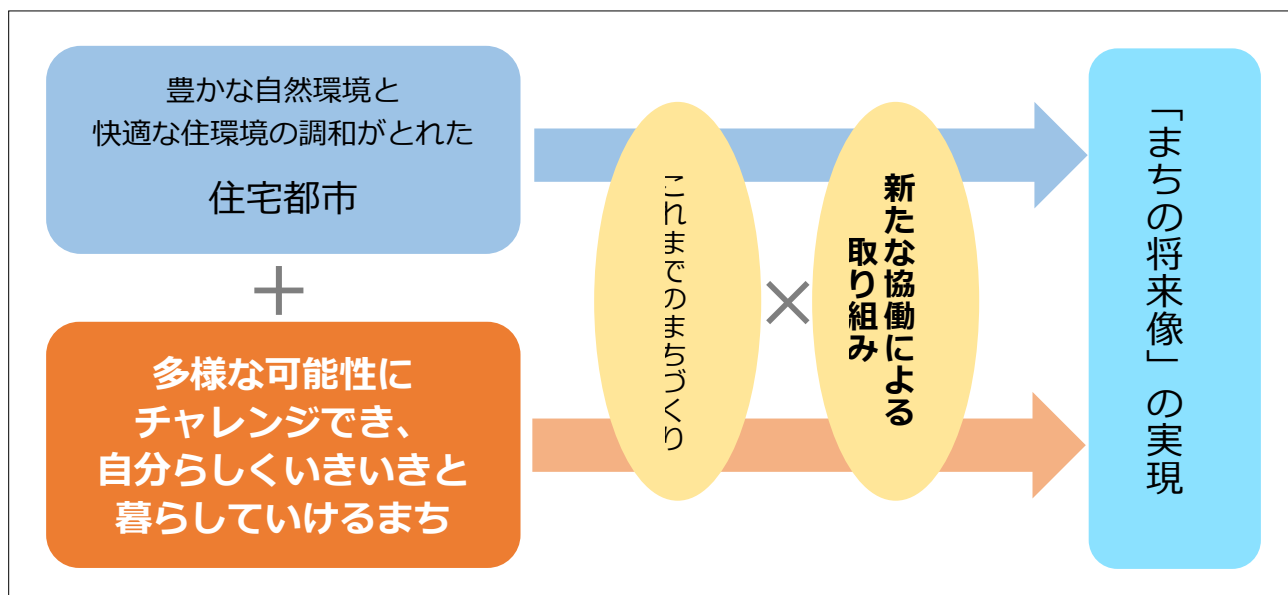
また、行政は、このようなまちづくりを進めていくためのコーディネーターとしての役割を担っていく必要があります。

本町では、住民一人ひとりのもとより、多様な主体、行政がともにめざし、ともに創りあげていく10年後の「まちの将来像」を以下のように掲げます。

まちの将来像（案）

“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川

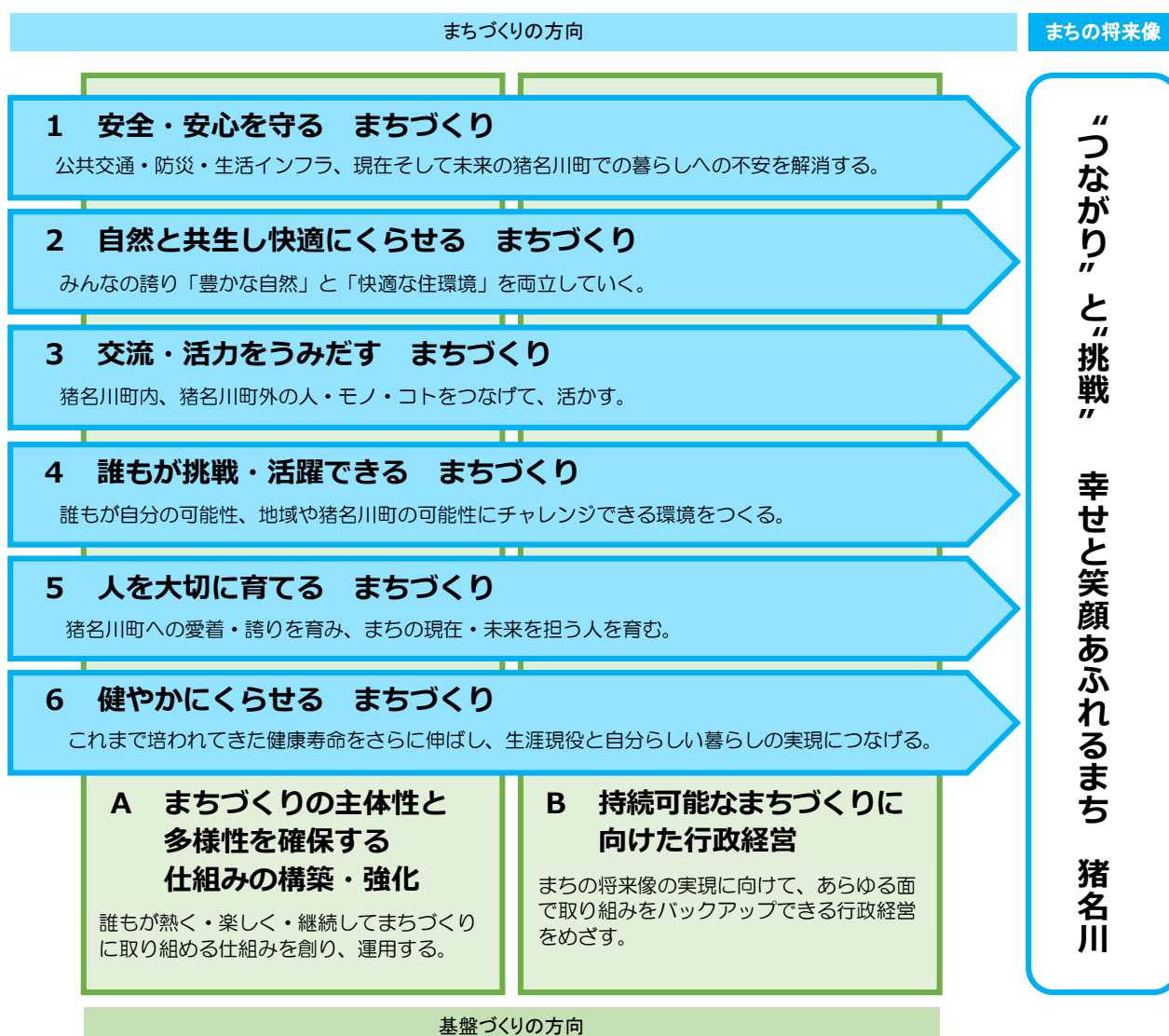
【第六次総合計画・基本構想のイメージ】



第2章 まちの将来像の実現に向けた方向

10年後の「まちの将来像」を、住民一人ひとりとはもとより、多様な主体、行政がともにめざし、ともに創りあげていくためにも、行政の施策分野を基準に考えるのではなく、本町を取り巻く現状・課題や住民のまちへの想いなど、現実の猪名川町の姿に立脚した6つの「まちづくりの方向」と、6つのまちづくりをしっかりと支えるための2つの「基盤づくりの方向」を併せて設定します。

「まちづくりの方向」と「基盤づくりの方向」については、施策分野別の縦割りではなく、分野横断的な取り組みとして、関連する施策分野が積極的に連携を図りながら推進していくこととなります。



1. まちづくりの方向

1 安全・安心を守る まちづくり

～公共交通・防災・生活インフラ、現在そして未来の猪名川町での暮らしへの不安を解消する。～

まち全体の住みやすさについては多くの住民が満足しており、まちへの愛着や幸福感も高い状態にありますが、公共交通や防災・防犯などの安全面に対するニーズは非常に高くなっており、これからの猪名川町での暮らしを支える重要な役割を果たすものと言えます。

公共交通・移動の問題については、現在そして未来の猪名川町での暮らしについて住民が抱く不満・不安、その他の多くの課題に通底するものであり、町の実情にあった公共交通の充実をはじめ、暮らしや地域活動をバックアップするための交通環境の整備などに取り組みます。

また、本町の地域特性を踏まえつつ、「強さ」と「しなやかさ」を持った防災対策の強化や地域防災力の向上・育成、防犯・交通安全対策などを推進し、地域とともに住民の安全・安心を守る取り組みを展開します。さらに、日常生活を支える上下水道、道路などの生活インフラの維持・確保を図ることで、『安全・安心を守る まちづくり』を進めます。

2 自然と共生し快適にらせる まちづくり

～みんなの誇り「豊かな自然」と「快適な住環境」を両立していく。～

清流猪名川をはじめ、豊かな里山など自然を身近に感じることができる本町では、自然環境に対する住民の満足度が非常に高くなっています。

また、周辺環境と調和した良好な住宅地をはじめ、住環境に対する住民の満足度も同様に高く、四季折々の豊かな自然環境と快適な住環境の調和が本町の大きな魅力となっています。

この自然環境は、農林業や観光などの基盤となっており、地域の活性化や交流人口の拡大などに向けて大きな可能性を秘めていると言えます。

持続可能な社会に向けて、本町では、豊かな自然環境の保護はもとより、地域の活性化や子育て環境の充実といった視点から自然と人の共生をめざすとともに、居住環境に優れた市街地形成と、生活利便性に優れた魅力ある里山・田園集落の整備に取り組み、『自然と共生し快適にらせる まちづくり』を進めます。

3 交流・活力をうみだす まちづくり

～猪名川町内、猪名川町外の人・モノ・コトをつなげて、活かす。～

本町においても、全国的な傾向と同様に、少子化・高齢化やライフスタイルの多様化などの様々な要因を背景に、近所づきあいや地域コミュニティの希薄化が進んでいます。また、町内の様々なエリアでは、まちづくりや地域活性化などに関する多様な活動も展開されており、それらの連携・循環による地域力のさらなる向上が求められています。

地域における人と人、団体と団体、活動と活動、地域と地域など、町内でのあらゆる人・モノ・コトのつながりを積極的に支援することで、新たな価値・魅力や課題解決に向けた取り組みの創出をめざします。

また、町内の様々な観光資源をさらに磨きあげ、発信することで、町外からの交流人口の拡大を図るとともに、新名神高速道路の開通による効果を積極的に活かした産業拠点地区の開設や、道の駅いながわの拡充などの地域経済の活性化に向けた取り組みとも連動し、『交流・活力をうみだす まちづくり』を進めます。

4 誰もが挑戦・活躍できる まちづくり

～誰もが自分の可能性、地域や猪名川町の可能性にチャレンジできる環境をつくる。～

まちの将来像の実現に向けて、住民一人ひとりはもとより、町を出た人たち、町に関係する人たちが、猪名川町という舞台で、挑戦・活躍できる環境づくりが非常に重要となります。また、これからのまちづくりには、現状を維持していただくだけではなく、様々な可能性に挑戦していく姿勢も求められています。

町内では、まちづくりや地域活性化をはじめ、多岐にわたる分野で挑戦・活躍している人、団体・組織があり、これから挑戦・活躍したいと考える住民もいます。

一方、若者を中心に町内での働く場の確保が大きな課題となっています。

誰もが自分の夢や希望はもとより、まちの将来像の実現に向けて、挑戦・活躍していけるよう、必要な仕組みづくりとともに、雇用機会の創出や創業支援・起業支援などの取り組みを展開し、『誰もが挑戦・活躍できる まちづくり』を進めます。

5 人を大切に育てる まちづくり

～猪名川町への愛着・誇りを育み、まちの現在・未来を担う人を育む。～

まちづくりの主演となるのは「ひと」であり、住民一人ひとりが猪名川町の大きな財産です。本町の子育て世代では、猪名川町での暮らしに満足しているものとして、子育てのしやすさを挙げる人が多く、今後の子育て支援・教育への期待も大きくなっていることから、次代を担う子どもたちをしっかりと育むため、子育て環境・教育環境の整備と充実を図ります。

また、住民一人ひとりがまちへの愛着・誇りを持ち、夢や希望の実現に向けてチャレンジし、いきいきと充実した生活を送っていくためにも、生涯を通じて学び、学んだ成果を地域で発揮できる仕組み・環境などを整備・拡充していきます。

そして、子どもから大人まですべての住民が、猪名川町という舞台で輝くとともに、まちの現在、そして未来を担っていけるよう、『人を大切に育てる まちづくり』を進めます。

6 健やかにくらせる まちづくり

～これまで培われてきた健康寿命をさらに伸ばし、生涯現役と自分らしい暮らしの実現につなげる。～

少子化・高齢化、人口減少社会が進行する中で、健康寿命を延ばし、誰もが生涯現役で過ごせるまちをめざしていくことが重要となります。

猪名川町の住民の幸福感は全国的にも高い状態にあり、その判断事項として「健康であること」が挙がる中で、本町は県内でも高い健康寿命を誇っており、健康が住民の幸福感に大きな影響を与えていることがうかがえます。今後も、保健や医療、介護などの連携の強化を図り、健康寿命の延伸に取り組みます。

また、定住意向の阻害要因の一つとして医療環境への不安が挙げられていることから、かかりつけ医等を中心とした一次医療とともに、救急医療体制の充実を図り、その解消をめざします。

さらに、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりや地域の多様な主体がともに支えあう「地域共生社会」の実現をめざすことで、年齢や障がいの有無、国籍などに関係なく、誰もが、『健やかにくらせる まちづくり』を進めます。

2. 基盤づくりの方向

A まちづくりの主体性と多様性を確保する仕組みの構築・強化

～誰もが熱く・楽しく・継続してまちづくりに取り組める仕組みを創り、運用する。～

まちの将来像の実現に向けた「まちづくり」を進めていくためには、まちづくりの主役である「ひと」、つまり住民一人ひとり（もしくは団体・組織）や、暮らしの場である「地域」の主体性と多様性を確保していくことが重要となります。

そのためにも、住民・地域など多様な主体や行政などが、営利・非営利などの立場や、世代、地域を超えて、まちづくりを「自分ごと」と捉え、知恵や力を出し合いながら、まちづくりに参加・参画できるよう、「人づくり」「場づくり」「仕組みづくり」などを進めます。

また、里山・田園集落やニュータウンなどの市街地、まちづくり協議会単位や自治会単位など多様な地域・エリアで、その特性や抱える課題などにきめ細やかに対応できるまちづくりを推進していくためにも、その中心的な役割を担うまちづくり協議会の自主性を尊重し、活動を支えていくとともに、他団体・組織との連携・協働を促進します。

B 持続可能なまちづくりに向けた行政経営

～まちの将来像の実現に向けて、あらゆる面で取り組みをバックアップできる行政経営をめざす。～

地域の資産・資源を活かした持続可能なまちづくりを推進していくためには、健全で効率的、効果的な行財政運営が重要となります。

少子化・高齢化、人口減少社会の進行、経済情勢の変化などにより、歳入面での縮減が進む一方で、歳出面では社会保障関連経費や老朽化が進む公共施設への対応費用などの増加が予測されています。

限られた財源の中で、まちの将来像を実現していくためにも、組織や人材のマネジメントを強化するとともに、「選択と集中に基づく中長期的な戦略の推進」と「社会経済状況の急速な変化への迅速な対応」に柔軟に対応できる行政経営基盤を確立していきます。また、住民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るためにも、ICTのさらなる活用を進めていきます。

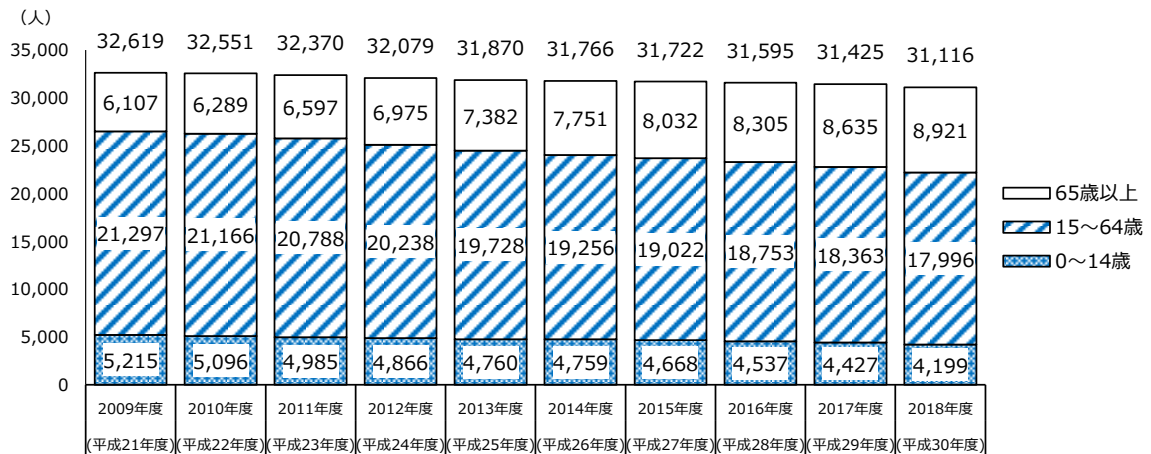
さらに、住民サービスの提供とともに、広域的な課題対応などを図るため、周辺市町との連携・協力を図っていきます。

第3章 人口フレーム

今後は、本町だけではなく、全国的に少子化・高齢化、人口減少が進むことが予測されています。

人口減少は、まちの生活利便性や魅力の低下につながり、さらなる人口減少を招くと考えられることから、本町では、このような負の連鎖を断ち切り、まちの将来像を実現することで、2029年（令和11年）において人口30,000人を維持することをめざします。

＜人口の推移＞



資料：住民基本台帳（各年度3月末現在）

2016年（平成28年）3月に公表している猪名川町人口ビジョンでは、計画期間となる2060年（令和42年）の人口推計を27,189人としています。

2018年度（平成30年度）末の住民基本台帳では、31,116人となっており、人口ビジョンで推計していた2019年（平成31年）の人口32,162人と比較して、予想以上に人口減少が進んでいることになります。特に直近5年間では、自然減（出生を死亡が上回る）よりも社会減（転入を転出が上回る）が人口減少に与える影響が大きくなってきています。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の人口推計においては、総人口の減少率を約28%としているのに比べて、本町の人口は人口ビジョンでは約14%の減少で推移することとなり、本町の人口減少幅は全国に比べて小さい状況にあります。

人口ビジョンにおける将来人口推移

年度	平成22年	令和2年	令和12年	令和22年	令和32年	令和42年
人口（人）	31,734	32,157	31,528	30,591	29,157	27,189

今後、基本構想に基づいて策定する基本計画では、各施策を分野横断的に取り組むことで、より実効性の高い施策としていきます。まちの強みや特徴を活かした施策の実施により人口の減少傾向の推移を緩やかなものとし、より人口ビジョンに近い人口の推移となるよう取り組むものです。